

# 食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）

日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会

平成16年9月18日(土) 13:30～16:20

大阪科学技術センター 大ホール

主催：内閣府食品安全委員会

午後1時30分 開会

(1) 開会

司会(西郷) 皆様、ようこそおいでいただきました。では、ただいまより「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」を始めさせていただきますと思います。

(2) 開会挨拶

司会 初めに、本日の意見交換会の開催に当たりまして、食品安全委員会の寺田委員長より、ごあいさつを申し上げます。

寺田 食品安全委員会の寺田でございます。

本日は、連休の前だというのに、この会のために来てくださいます、大変ありがとうございます。

本日の意見交換会を始める前に、主催である食品安全委員会を代表して、一言ごあいさつ申し上げます。

本日のテーマでございます「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会」は、実は今月6日に、私どものところの専門調査会の先生方が、長いこと検討されて、その「中間とりまとめ」ということで出されまして、それを了承したということに関しまして、意見交換会をするということでございます。

実は、これは7月16日に最初の「たたき台」ができて、その後、8月4日が東京でその「たたき台」について意見交換会をやりまして、8月6日にまた専門調査会でそれを練って、大阪で8月24日にまた意見交換会をやって、9月6日に中間報告としてはファイナルなものをつくってくださったということになります。

BSEの問題に関しましては、私どもの委員会が昨年7月1日にできたわけですが、できた1つのきっかけになった問題でありまして、7月1日にできた後、8月24日から25日ぐらいに最初の専門調査会としてプリオン専門調査会を立ち上げまして、BSE問題について幅広くいろんな問題をやってきました。

特に本年2月からは、海外からBSEの専門家の方をお呼びしたり、あるいは、日本の中でも得られる情報をいろいろと集めまして、先ほど申しました7月16日ぐらいから「たたき台」をつくって、今日に至ったということでございます。

委員会でまとめられましたものは、早速幅広く国民の皆さんに知っていただくと同時に、

管理省庁でございます厚生労働省と農林水産省にお知らせしたわけでございます。

BSEの問題が起きましてから約3年で、後から詳しく日本の現状とかこれのいろんな経緯、内容につきまして、専門調査会でいろいろとまとめてくださいました金子座長代理よりお話があると思いますけれども、日本の現在における汚染状況とか、私どもを含めまして一番嫌がっているのは、牛から人へ、人でイギリスで150人ぐらい、イギリスがほとんどすべてですけれども、出ていますが、それが日本の国民に対してどういうリスクがあるか、あるいはそういう病気が起きる危険性があるのか。そういうことに関しても検討をしていただきましたし、いろいろな管理省庁が現在行っておりますが、きょうの話は日本の問題です。中間報告も、日本の現状の管理体制につきまして検証をしてもらったということになります。

これは全く独立性、科学性と透明性を持って、公開でいろいろと議論をして、まとめてきたものでございますが、その過程はすべてホームページに載っております。しかし、これは科学者の1つの悪いところございまして、なかなかすぱっと割り切った言い方もしないで、こういうふうに考えると事実のみを書いていくというふうになっていきますので、少々わかりにくいところがあるかも知れませんので、きょうは座長代理であります金子先生が、できるだけわかるようにお話しして下さると思います。

わからないところ、どういうところがわからないのか、そういうようなことを率直な意見をいただければ、また今後の私どもの委員会の審議の上でもぜひ参考にしたいと思しますので、きょうの意見交換会が実り多いものになるように祈っております。

どうもありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

それでは、お手元の資料の確認だけさせていただきます。封筒の中でございますけれども、最初に「配布資料一覧」という紙が入ってございまして、「議事次第」1枚、それから「出席者名簿」でございます。きょう、公募によってご参加いただいている方、120人弱のお申し込みをいただいております。その次に、意見交換のときの配席表。

資料1といたしまして、「中間とりまとめ説明資料」がございまして、資料2、「中間とりまとめ」本文でございます。あと、アンケートがございまして、私ども、こういったリスクコミュニケーションということでいろいろやっているのでもございますけれども、このやり方を改善していくためのものとしたいので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。後でご記入をお願いしたいと思います。

それと、私ども食品安全委員会のリーフレット、「食品の安全性に関する用語集」をご参考につけております。それから、その「用語集」の正誤表として1枚。「用語集」を4月につくったのでございますけれども、それからいろいろ間違いをご指摘いただきまして、正誤表ができておりますので、これもご参考にしていただきたいと思います。

それから、私ども、紙の媒体がなかなかないといっていたのですけれども、「食品安全」というものを先月つくったのでございますが、ご参考までに配付させていただいております。

以上でございますが、もし何か不足がございましたらば、係にいただければと思います。

引き続きまして、本日の意見交換会の進め方につきまして説明させていただきます。「議事次第」をごらんください。

初めに、本日の意見交換の対象と申しますか、今、委員長からご紹介ございましたように、BSE対策の「中間とりまとめ」というのがございますが、これにつきまして、プリオン専門調査会の金子清俊座長代理からご説明をいただきます。

その後、模様がえいたしますので、10分ほど休憩をいただきまして、その後、1時間半程度、皆様方と直接意見交換をさせていただきたいと思います。それが終わりましたらば、食品安全委員会の見上委員よりごあいさつを申し上げて閉会とさせていただきたいと思います。一応、閉会の時刻は16時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速プリオン専門調査会座長代理の金子先生から、ご説明をお願いしたいと思います。なお、本日のご説明でここに写されますスライドは、お手元の資料1とは若干異なっておりますのでご了承ください。ですので、こちらのスクリーンの方をごらんになりながら聞いていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

(3) 講演

プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び  
「日本における牛海綿状脳症 ( B S E ) 対策について  
中間とりまとめ」について

食品安全委員会プリオン専門調査会座長代理

( 国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第七部長 )

金子 清俊

( パワーポイント 1 )

今ご紹介いただきました金子と申します。きょうは 40 分ほどの時間をいただきまして、委員長からお話がありました私たちのプリオン専門調査会における調査審議の経緯、その「中間とりまとめ」の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

これは最初のスライドですけれども、先ほど委員長もおっしゃいましたが、これはあくまで我が国、日本における過去 3 年間にわたる B S E 対策についてのリスク評価を行った結果でございます。したがって、これは諸外国の評価をしたわけでもありませんし、今後の方針を決めたわけでもない。その辺をまず最初にお断りしたいと思います。

( パワーポイント 2 )

先ほどご紹介もありましたけれども、昨年 8 月に第 1 回の日本における B S E 問題全般についての議論を、私たちプリオン専門調査会のメンバーが開始いたしました。それから約 1 年にわたりまして、14 回、毎月 1 回以上のペースで、私たちとしましては、極力精力的に審議を重ねてまいりました。

特に、昨年 12 月、米国において B S E が発生したという事実を踏まえまして、2 月、3 月、このあたりにおきましては、評価の対象は我が国日本ですけれども、B S E は世界的な病気、特に英国を中心とした欧州に多い病気ですから、諸外国との情報交流を精力的に行ってまいりました。

米国の B S E 対策について調査・評価をされた国際調査団キム先生、S E A C という英国の B S E 対策の専門的な会がありますが、そこのピータースミス委員長等との、あるいは O I E ( 国際獣疫事務局 ) の小澤名誉顧問、こういった専門家の先生たちとの情報交換を踏まえた上で、日本のリスク評価を行ってきたという経緯でございます。

(パワーポイント3)

今回の「中間とりまとめ」の構成ですけれども、大まかに5つに分かれております。この各項目につきまして、順を追って簡単にご説明いたしたいと思っております。

初めに、なぜこのような「中間とりまとめ」を行ったか。どういう背景のもとに行ったのか。これについては、主にBSE、それが人にうつる変異型CJDという病気になるわけですけれども、そういったものについて説明をさせていただいている。

基本には、科学万能という、科学で何でもわかるだろうというふうに誤解をされると思うのですが、そうではなくて、わかっていることはこういうことだ、わかっていないことはこういうことだ、そういったことをはっきりと明確にしたいというのが、2番の目的であります。

それに基づきまして、日本のリスクはどうであろうか。3年間のBSE対策においてどのようなリスクの低減効果があったのか。あるいは、そういったリスク管理、対策がとられる前のリスクはどのくらいあったのか。極論いたしますと、日本で変異型CJDの患者さんが出る確率はどのくらいあるのだろうか、BSEはこれからどのくらい続くのだろうか、そういったことを評価したわけでありまして。

4点目として、その結論と、最後に、これは「中間とりまとめ」ですから、あくまでも中間的なものであります。最終的なとりまとめではないわけです。つまり、これはあくまでも継続審議事項である。ここで終わったわけではないという点を、最後のところで示させていただいたわけでございます。

(パワーポイント4)

初めに、今の状況を、まずごく大ざっぱにまとめたわけでありまして、大体今申し上げたような点でございます。2001年9月10日と記憶していますが、それから約3年たちました。我が国で初めてBSE(牛海綿状脳症)、牛のプリオン病というものですけれども、そういったものが出てから約3年経過したということがあります。

先ほどもお断りがありましたが、お手元の資料と少し異なっている点、ご容赦いただきたいと思います。

これまでに、特にいわゆる全頭検査という検査で、350万頭の牛の検査をした。あるいは、今年の4月から、死亡牛、BSEにかかっているリスクがより高いと思われる病気で亡くなった牛の検査をした。そういったデータを踏まえて、牛から人、BSE病原体の感染する危険性がどのくらい減ったかどうかということを検討したわけです。

BSEという言葉が1つあります。これは牛の病気です。それから、人の変異型CJD、これが人の病気、重要な言葉は、まずこの2つあるわけです。

もう1つ、ここで知っていただきたいのは、先ほど委員長もおっしゃったのですが、牛から牛の問題、つまり、BSEがどのぐらい蔓延していった、それをどうやって予防していくかという問題が1つあります。もう1つは、牛から人への感染、つまり、BSEが人にうつって、変異型CJDになる、そのリスクをどうやって減らしていくかという問題があります。もう1つは、人から人です。つまり、変異型CJDがほかの人うつる可能性、そういった問題の3つの大きな要素があるわけです。それぞれにつきまして、この後のスライドで少しずつお話しいたしますけれども、食品安全委員会ですから、食品に関する問題を主に行うという点からしますと、牛の食品を食べることで人へうつるというリスクを主に検討するというのが、今回の「中間とりまとめ」の骨子であります。

ですから、最初に「日本の」という言葉がきます。それから、もう1つは、3つの大きな要素のうち主に牛から人の感染リスクについて検討したというただし書きがきます。その点をご理解いただきたいと思います。その上で、BSE対策（管理措置）という難しい言葉がついていますが、BSEを防止しよう、人にうつらないようにしようということを検証してきたわけでありまして、今後どうしたらいいかということに結びつくといえますか、基本的なデータとして活用していきたいという趣旨であります。

（パワーポイント5）

先ほど申しましたけれども、重要な言葉はBSE、牛の病気、それから変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、vCJDと略しますけれども、この2つの病気の名前。牛の病気、人の病気を、重要な言葉としてご記憶いただきたいと思います。

その上で、これは先ほど申しましたことですが、現在の科学的なデータを整理して、果たしてどこまでわかっているのか、どの点がわかっていないのかということを確認にしたいわけでありまして。

今回の報告書を一読いただくと、この点はわかっていない、不明であるという言葉が随所に出てまいりまして、何となくBSEや変異型CJDのことはまだ全くわかっていないんじゃないかと思われる方がおられるかもしれませんが、そうではございませんで、わかっていることは事実としてかなりございますので、それをベースとして、しかし、わかっていないことは何だろう、ここがわかっていないといったことを明らかにしたいということでございます。

ただ、わかっていることとわかっていないことがあった場合に、先ほど委員長もおっしゃったのですが、私たち科学者としては、たとえわずかでもわかっていないことがありますと、これはすべてわかっていますとはいえない。その点が少し誤解を招くのかもしれません。たとえわからない部分のごくごく少なからうが、あるいはわからない部分が非常に多からうが、わかっていないという印象を与えてしまうというのに少し気をつけて、ご説明させていただきたいと思います。

(パワーポイント6)

最初、BSEについてお話しします。これはわかっていることであります。

今までどのぐらいの発生頭数があるか。かかった牛は何頭ぐらいいるのかということであります。これは公式発表です。世界23カ国で18万頭強いる。ほとんどがイギリスに集中しているわけです。ただ、これはいわゆる症状がはっきりと出た牛のすべてをカバーしてなくて、推計ですけれども、大体100万頭以上はいたのではないかと報告されています。

ちなみに、日本で今まで12頭の牛が確認されていますけれども、明らかにはっきりとBSEとわかる症状を出した牛はいないわけですから、例えば私たちが過去やったような積極的な検査(アクティブサーベイランス)といいますが、能動的な検査をしなければ、日本にはまだBSEはいないということになってしまうわけです。そういった基準ですら、英国では18万頭以上がいるということになるわけで、推計ですけれども、恐らく実際には100万頭以上いたのではないかと報告されています。

ちなみに日本では、このスライドをつくった時点では11頭だったのですが、今、熊本の1頭が出ましたから、12頭ということになりました。そのうち、と畜場での検査約350万頭で、今10頭になりました。死亡牛は病気で亡くなった牛ですから、英国や欧州のデータを見ますと、健康と畜牛、何も病気を起こさずに、食肉処理のために運ばれた牛に比べると、BSEが見つかる率をはるかに高いのです。10~40倍ぐらい高いといわれていますが、これですと7万頭で1頭ですから、確かに率としては、日本においても、死亡牛検査の方がやはり数倍、効率よく見ついているわけです。

この辺の検査については、あとでもう一度詳しくお話しいたします。そこに戻ってまいります。

もう1つ大きな点としては、いわゆる8例目、9例目、21・23カ月齢といわれていますが、通常60カ月齢とか70カ月齢で発症する牛がほとんどですが、非常に若い牛でBSE



プリオンが検出されている。異常プリオンたんぱく質が検査法で検出されている例があります。ただ、これは若いわけですし、症状も全く出ていません。ほかの検査では全くひっかからないという、一種境界的な、非常にかすかな異常プリオンたんぱく質しかないわけで、ほかの牛に比べると、大体1/500～1/1000 ぐらいの量が検出されている。量が非常に少ないという特徴があります。

(パワーポイント7)

もう1つわかっている点ですが、今申し上げましたけれども、BSEにかかってから、簡単にいいますと、この場合は主に肉骨粉を食べてから、それだけではないんですけども、難しい言葉でいうと、そういった感染源に暴露されてから、症状が出るまで非常に長いということがわかっています。平均5年、60カ月です。こんなに期間が長くなる。この間は何も起きていない。かかっているかどうかわからないわけですけども、こういった病気は余りないわけです。これが対策を非常に難しくしている側面があるわけです。

ただし、またそれに加えて、潜伏期間は非常にばらつくわけです。これは食べた量とか、いろんな要素によって異なると思われそうですけれども、例えば先ほどの例でいえば、21・23カ月齢であるかもしれない。イギリスの例では4～6年です。そのほかの例は平均78.3±10.7カ月齢かかるわけで、これにほぼ匹敵する期間がかかっているわけです。ただ、若齢2例があるという問題。日本の例以外にも、例えばイギリスでは、非常に多くの異常プリオンたんぱく質を食べたのだらうと思われていますが、非常に若くして発症している牛もいるわけです。ですから、ここですべて把握し切れない。例外もあるという点が、またその対策を少し複雑にしているわけであります。

(パワーポイント8)

さらに、わかっている点とわかっていない点、このあたりから、わかっていない点の話が大分出てまいりますが、生きた牛の中でプリオンというものがどこに分布しているのか、そして、感染性はどこにあるのかについても、わかっている部分とわかっていない部分があるわけです。

わかっている部分は、例えば食べてから、暴露されてから、最初に回腸遠位部、よく皆さん、盲腸の手術をしたというのを聞かれると思いますが、あれは虫垂をとるのですが、それに匹敵する部分です。リンパ組織が多い部分ですが、そこにまず最初にプリオンがたまるわけです。扁桃もリンパ組織ですね。これは出るときと出ないときがありますけれども、こういうリンパ組織にまず出てきて、それからしばらくの間、どこにも検出されない

時期があるのです。だからといって、この牛はBSEでないわけではないのです。というのは、例えばそれからさらに十数カ月たって、30カ月を超えてくると、脳、脊髄、背根神経節、三叉神経節といった神経系、主に中枢神経、一部末梢神経に感染性が出てくる。しかも、これは非常に強い感染性が出てくるわけです。実はこういったところにBSEの感染性のほとんど、99%以上が集中しているわけです。ですから、それを Specified Risk Materials (SRM) と略しますが、特定危険部位、特定の部位にたまっているという意味で、特定部位に集中していると呼んでいるわけです。

ただし、不確実性がある程度存在します。この検査は生きた牛を使った検査ですから、大変なのです。例えばこれをやるにしても、数十頭、100頭近くの牛を使って、3カ月置きに1頭とか、2頭とか、3頭とか、そういった牛を殺していくわけです。それであらゆる部分を調べていくわけですから、各月においてはほとんど1頭~数頭しか調べられない。ですから、もっといっぱい調べたら別の結果が出るのではないかという不確実性が出てくるわけですし、潜伏期間でどこにも何もつかまらない時期があるというのは、そこは安全というか何も検出されないというわけではなくて、やはり検出する力に限界があるということを示しているわけです。

ただし、99%集中という言葉に象徴されますけれども、非常に強い部分はこれでほとんどカバーされている。つまり、まだ不明とか不確実という言葉がありますけれども、例えばこれから研究が進むにつれて、脳に匹敵するような物すごく強い感染部位が明らかになるといったようなことはないだろう。それは不確実ではないわけですね。その辺が、「わからない」という言葉で一くりにしてしまうと、非常な不安を覚えられるかもしれませんが、そういうことではないということをご理解いただきたいと思います。

では、こういった感染を引き起こすためにどのぐらいの量が要するのか。少ない量、どのぐらいまで感染する力があるかというのを調べても、1gの1/1000ぐらいでも15頭中1頭が感染した。1gぐらい上げると、ほとんど15頭中15頭ぐらい出ますけれども、10mgでも15頭中1頭。量が少なければ感染する牛の数は減りますが、それでもゼロではない。そういったこともわかってきているわけです。

ただ、今の例でもそうですけれども、感染力のつよいところをたくさん食べれば、より感染しやすくなる。感染力のないところをほんの少し食べたただけでは、非常に感染しにくい。これは牛から牛の話ですけれども、そういった事実もあることは事実です。

(パワーポイント9)

今のをもう少しわかりやすく図にいたしますと、脳と脊髄で大体 90%です。背根神経節や回腸、扁桃、眼球といったところを全部合わせると、大体 99%の感染力がこの辺に存在するわけです。ですから、今わからない点を調べているというのは、残りの 1%以下のところを詳しく見ているということであるとご理解いただければと思います。

(パワーポイント 10)

人の v C J D (変異型 C J D) の患者さんについて、これもわかっていることです。

今、世界で 157 名、ほとんどイギリスに集中しておられる。ほかの国でも出ていますが、例えばカナダや米国は B S E はほとんどないわけです。数頭しかいない。カナダで 3 頭です。米国の例も入れて、ひっくくってそんなにいないわけです。しかし、ここの地域だけで患者さんが 2 人も出ているわけです。どういうことかということ、ここに \* 印がついていますが、この方々は実はイギリスで暴露された。イギリスで汚染された牛の製品を食べて、後に故国というか米国やカナダに行かれて、そこで発症したということになるわけです。

ですから、日本で報告はありませんけれども、こういったようなことが起きる可能性はあるわけですが、今回、私たちは食品に関する評価を行ったわけですので、こういった要素については、今回の「中間とりまとめ」には入れてございません。

(パワーポイント 11)

同じように、潜伏期間と最少発症量、どのぐらいの量で発症するか、どのぐらいの期間たってから発症するのかといったことについても、完全にはわかっていない点があるわけです。先ほどの牛と全く同じことになるわけですが、ましてやこれは人の問題になるわけで、人間の体の中では、先ほどの牛のような詳しい検討がなかなかしづらなわけです。少しでもということで、例えば人に似せた、人のモデルネズミをつくって、そのネズミを使った実験をしますけれども、それでも人ではないわけですから、本当に人で全く同じことが起きているか確証が得られないわけです。ですから、そういった点が不確実性、明らかにならない、なかなか難しいというところに結びつくわけです。

同じように潜伏期間は非常に幅広く、数年から 25 年以上ぐらいということになるわけです。ということは、今大丈夫だから、将来も大丈夫であるということではない。

牛の B S E プリオンをどのぐらい摂取したら発症するか、これもはっきりわかっていないわけですね。先ほど牛の例で少量でもというお話をいたしました、牛から人にうつる場合、種の壁があるわけです。種の壁というのは、牛から牛よりも、牛から人へは非常に

うつりにくいという壁として何かがあるだろう。それは科学的にある程度証明されていることです。あるのはわかるのですが、その強さがはっきりいえないのです。先ほどと同じようにモデルネズミを使っても、それは人でないわけですから、本当に人でどのぐらいの壁の強さがあるかどうかは、人の例を見ないとわかりません。それは実験することは不可能ですし、患者さんでどのぐらい食べたかを調べることも、25年も、あるいは数年にさかのぼって何をどのぐらい食べたかを調べるのは非常に難しい。ですから、そういったことで正確な種の壁はなかなか得られにくい。科学的に困難であるということをご了解いただいた上で、しかし、ある程度のことはモデルネズミ、あるいは牛の例等からの類推によってわかっているということになるわけですね。

同じように、汚染されたものを何度も何度も食べた場合、蓄積効果がどのぐらいあるかという点についても、十分検討されていません。わからないわけです。こういった点がわからない。

ただし、先ほど牛のところで申し述べたような点は、恐らく人にも当てはまるだろう。汚染された量の多いところをたくさん食べたら発症しやすくなる。少ないところをほんの少量摂取しただけでは、非常に発症しにくくなるということになるわけです。例えば潜伏期間が100年、200年になれば、人間の寿命を超えてしまいますから、そのぐらいになれば問題ないわけです。

ただし、この病気は特に10代、20代、30代の方に多い病気ですから、対応としては非常に重要である。それも事実であります。

(パワーポイント12)

もう1つわかっている点は、人であればだれでも同じようにかからない。かかりやすい方とかかりにくい方がおられるということです。

プリオンたんぱく質というのは、人の場合ですと、251個のアミノ酸というものがつながっています。アミノ酸は20種類あります。いろんなアミノ酸がつながっているわけですが、そのうち、129番目にメチオニンとメチオニン(M/M)というタイプを持っている方が一番かかりやすいといわれています。

欧州、英国では、40%の方がM/M型。今までバリエーションCJDの方はほとんどM/M型で、輸血を介した感染で1例、メチオニン/バリンという方が報告された以外は、全部M/M型です。日本人は90%がM/M型ですから、2倍ぐらいかかりやすいのではないかという話になるわけです。あとのリスク評価のところでは、この要素についても十分考慮して数

字を出したわけでありませう。

輸血後感染というのが、最初のところで申し上げましたが、人から人への感染ということになるわけだ。この点も、日本では患者さんがおられないので、今後、特に英国では非常に大事な問題として注目を浴びています。ですから、「中間とりまとめ」から今後さらに経時的に検討するに当たって、私たちは、この英国の人から人への感染についても重大な関心を持って、情報を収集しております。

(パワーポイント13)

ここで、わかっている点とわかっていない点を踏まえた上で、リスク評価を行ったわけでありませう。ここにありませうけれども、まずは英国の試算に基づいて感染リスクを評価しよう。対策を行う前と後、今後の変更した場合に分けて検討しよう。

ただし、今回「中間とりまとめ」の段階では、これを全部行えていないという点をご理解いただきたいと思ひます。つまり、行うに十分なデータがないと、なかなかこういふことが完結できませんので、とりあえず手持ちのデータというか、いただいたデータというか、手にあるデータの中で、できることからやう。「我が国」という言葉と、「牛から人」という言葉と、その2つの縛りがあるとお話しいたしましたが、その中でとりあえず重要な点について、今回「中間とりまとめ」として報告したわけでありませう。

繰り返しましませう、科学的に確かなことと不確かがあるということ、ご理解いただくといいのも、この「中間とりまとめ」の1つの大きな目標でありませうし、実際にこの「中間とりまとめ」をリスク管理、政策の変更等に生かす場合については、今回のような十分なリスクコミュニケーションを経て、食品安全委員会ではなくて、リスク管理機関、厚生労働省、農林水産省等によって最終決定されることになりませう。ですから、今回の「中間とりまとめ」が即こういふ政策の変更とかいろんなことに結びつくわけでは全くないという点は、ご理解いただきたいと思ひます。

(パワーポイント14)

まず、患者さんがどのくらい出る可能性があるかというの、一番大事な骨子でありませう。あくまでも人のリスクを評価するということですから。そうすると、では、日本にどのくらいBSEの感染牛がいたのか。今後、どのくらい発生するのかといったことが問題になってくるわけだ。

まず、これを行った上で、ここに「英国の推定からの単純比例計算によるリスク推定」と書いてありませうが、先ほど私が申し上げたように、本当は牛から人へうつるうつりやす

さ、種の壁がどのくらい強いのかとか、あるいは、どのくらい食べたらどのくらい発症するのか、最初の閾値というか、このくらいの量までは大丈夫だとか、そういう科学的、生物学的なデータに基づいてきちんとした生物学的なリスク推定ができればいいのですが、それは先ほどのような不確実性が多いある段階では不可能である。では、それ以外に何かできないかということで、ごくごく単純に、BSEの感染牛が多く存在すれば患者さんの発生数も多いだろう。先ほど欧州の例をお出ししましたが、まさにそのとおりになっています。ですから、非常に単純な発想に基づいて、では、日本のBSE感染牛が何頭くらいいたら、英国の数から単純比例計算すれば、何人くらい発症する可能性があるかもしれないということを推定できるのではないかということを行ったわけです。ただし、人口、あるいはM/M型のところで申し上げましたような日本人の方がかかりやすい云々という問題もありますから、その点については補正を行ったわけであります。

(パワーポイント 15)

そのためには、まず日本にどのくらいBSE感染牛がいたか。そして、それがどのくらい人の口に入ってしまったかということを経験したわけですが、きょうは細かいことは省かせていただきます。後ほど資料を見ていただければと思いますけれども、試算の1と2としまして、1つ目の試算では、SRM除去とBSE検査、これは後でまたお話ししますが、こういうBSE対策が行われる前に人の口に入ったリスクは大体5頭くらいではないかということを経験したわけであります。今後、将来的に最大60頭、数十頭の牛がBSEと診断される可能性がある。

(パワーポイント 16)

また別の試算では、今までの検査結果をしてみると、95年、96年、2001年、2002年のコホート牛に集中しているわけです。このところに不均一性がある。すべてが一様に感染していないという点を考慮に入れて発生数を計算しますと、35頭くらい入ってしまった可能性があるということを経験いたしました。

(パワーポイント 17)

それに基づいて、これも詳しいことはお話しませんが、先ほど申し上げましたように、英国にどのくらいBSE感染牛がいたか。これは約100万頭。今の5頭なり35頭という数を入れて推計をしたわけであります。これは英国では147名ですけれども、最大5000人という最悪のシナリオの数値をここに当てはめたわけでありまして、これに先ほどのM/M型のことを補正しますと、こういった数値が出てきたという次第であります。0.1~0.9人ぐ

らいではないか。

この数値につきましては、非常に多くの前提があります。限られたデータですから、これが万能ではないわけですね。ですから、多過ぎるかもしれない。少な過ぎるんじゃないか。多過ぎるという意見は余りないですが、現実的にこれはどのくらい意味があるかというご批判もいろいろあると思います。ただし、私たちの専門調査会の基本的な立場としては、やはりこういうリスクというものを極力定量的に、非常に多いとか少ないといった定性的といいますが、あいまいなものではなくて、なるべく数値であらわすのが責務であろうと考えて、たとえ多くの前提があったとしても、一応こういうことを試みるという姿勢で、こういった数字を出した次第であります。

(パワーポイント 18)

今のをもう少しわかりやすくしますと、今、私が申し上げましたように、100万頭、5~35頭、5000人で0.1~0.9人ということになるわけです。ただし、これは2001年10月以前、人の口に入った、日本で起きた可能性があることでありますから、2001年10月以降の現在のBSE管理対策下では、この数字は極めて低くなっていることはご承知いただきたいと、そういうふうに記載させていただいてあります。

(パワーポイント 19)

それが、管理措置におけるリスクの低減ということになるわけです。2001年10月以降、我が国において行われたBSE対策の柱、かなめとして2つあります。これは牛から人へのお話であります。食品の汚染を防止するという立場のお話であります。

1つはSRM、先ほど申し上げましたが、特定危険部位、特定部位と呼ばれますが、特定部位をとって食べないようにする。これに99%以上集中しているわけですから、非常に有効な手段であります。もう1つがBSEを検査して、BSE感染牛を食物連鎖から除外するということがあるわけです。これは、1つは、我が国にどのくらいBSEの牛がいるかという意味と、もう1つは、非常に多くの危険なBSEプリオンがたまった牛は、例えばいろんな処理過程の間に汚染されてしまう可能性があるかもしれない。そういったことを考えた上で、脳に非常に多くのBSEプリオンがたまった牛は、そういう危険性がないようにしようという理念、スタンスに立った対応であります。ですから、この2つを組み合わせることで危険性を非常に減らすというのが、今回の「中間とりまとめ」の骨子になっております。

もう1つは、牛 牛の感染を防ぐ。つまり、BSEを根絶するという対策についてであ

ります。これはBSEプリオンに汚染されたものをほかの牛に食べさせないようにするというのが、まず第一義的に大事であります。飼料を管理する、規制する。それからトレーサビリティ。これはどの牛が、いつ、どこで、どのように感染したか。あるいは、この牛は何カ月齢なのか。そういったことを知る上では必要不可欠であります。先ほど死亡牛と申しましたが、リスク牛を検査していく。この方がBSE感染牛がいる可能性ははるかに高いわけですから、これはサーベイランスと申しますが、BSEがどのくらいいるかについては非常に重要な柱であります。こういったものを牛から牛の対策へのかなめとしてやってきた、非常に有効であるということを書いております。

(パワーポイント20)

ただしと申しますか、そのそれぞれについて、特に牛から人の話で、SRM除去とBSE検査のお話を少ししますが、まず検査のお話です。

意義は、私、前のスライドでちょっとお話ししましたが、感染牛を食物連鎖から排除すること。それから、一体日本にどのくらいBSE感染牛がいるのか、つまり、BSEの汚染がどのくらいあるのかということ把握する。その2つの大きな意味があるわけです。

(パワーポイント21)

これはBSEの発生防止対策ですから、趣旨が少し行ったり来たりして申しわけないんですけども、BSEは日本だけではない。諸外国が絡む。特に欧州が絡む問題ですから、国際的な関係もあるわけですから、特に今回の問題は、恐らく英国から日本に輸入されてしまったということがあるわけですから、発生国から、もちろん生きた牛も含めて、食べるものや肉骨粉、飼料等を完全に入らないようにする。

このあたりは、牛の中でBSEが蔓延しないように、回転してしまわないように、牛から牛への感染が起きないように、このサイクルをとめてしまうという意味で、いろんな対策がとられていますし、牛から人の口へ入らないようにするためには、特にSRM(特定部位)の除去、検査を行っているということがあるわけでありまして。

(パワーポイント22)

検査と並んでと申しますか、むしろこちらの方が第一義的に重要と考えた方がいいのではないかと申しますが、SRM除去は非常に重要であります。99%以上が集中する部位を連鎖から排除できれば、リスクはほとんど低減される。ここのSRMというのは、先ほど申しましたが、もう一度繰り返しますと、牛のほほ肉と舌を除く頭部、脊髄、回腸遠位部、



背根神経節を含む脊柱という背骨の部分、こういったところを含みます。ですから、ここを排除できれば、リスクはほとんどなくなる。

ただし、脊髄が残っている、あるいは、常に完全に行われたいのではないか、行われていると考えるのは現実的ではないだろうという立場からすれば、感染した牛をと畜場の処理工程から取り除く、それ以上進めないというのがBSE検査で補完されているという立場でとりまとめております。

(パワーポイント23)

また、ここで検査に戻ってしまいます。それは私が今いったことですから、スライドが私のお話と少し行ったり来たりして申しわけありませんけれども、こういった点があるわけです。

検査のところへ戻りますが、先ほどはいい点を申し上げましたけれども、1つ困った点といえますか限界についてお話しします。

それは、今のBSE検査は延髄、脳の脳幹部というところの門部、神経核というBSEプリオンが非常にたまりやすい部分が集中している、このところをとるわけです。それを検査する。ですから、このところにまずBSEプリオンがたまっていなければいけませんし、さっきいいましたように、こういうところにたまるのは、かなりおくらせてたまっていくわけです。そこにたまっていくのと同時に、検査して検出限界以上のものがたまらないと、陽性と判定できないわけですね。たまれば陽性と判定できる。しかし、検出限界以下であれば、つまり、インターバルがあるといいましたけれども、あの期間は感染していたとしても陰性と判定してしまうわけですね。つまり、技術的に限界がありますから、今のBSEの検査では、潜伏期間にあるBSE感染牛をすべて摘発することはできないわけです。

(パワーポイント24)

では、どのぐらいの月齢から検出が可能かという点になりますが、これは検出限界以上の量がたまらないと検出できないということですから、例えば20カ月齢よりも年のBSEに感染した牛がいたとしても、その検出限界までたまっていなければ検査できないわけですね。しかし、それは検査すれば検出限界以上のものがあるかどうかわかりますけれども、月齢ということで見ますと、断片的な事実しかわかっていないということがあります。

これは先ほど申し上げましたけれども、生きた牛を使って、発症した牛を使って検査するというのは、ネズミの実験とは違って、量がなかなかそろえにくいという点があります。

ですから、先ほどの例でも、32カ月ごろに検出限界、これは1頭～数頭の牛を使った検査のデータですから、もうちょっと調べたいというのが私たち科学者の心のうちにあるわけですね。ただし、それでもこういったことがわかっているということでもあります。

我が国においては、350万頭調べたわけですから、これはすべてがBSEに感染している牛ではありません。と畜場に回されてきた牛ですけれども、今感染牛は10頭になりまして、21・23カ月齢の牛は1/500～1/1000ということになるわけですから、今の検査技術で350万頭調べた限りにおいては、20カ月齢以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難とも考えられる。ただし、これはあくまでも過去3年間の検査データに基づいたものでありますから、これが未来永劫そうだとはいっているわけではありません。あくまでも現時点で、過去こうであったという事実を記載したというのが、この骨子であります。

ただし、英国では20カ月齢の発症牛の例があります。ただし、この例は先ほど申し上げましたけれども、非常に高度の汚染国である英国のデータですから、頭数だけでいっても、100万頭対数十頭ですから日本の1万倍以上、汚染程度にそのぐらいの違いがある国での値であるということですから、直ちに日本の対策に当てはまるものではない。実際に私たちが調べた、実際に得たデータ、生のデータの検討結果がこちらになるということでもあります。

(パワーポイント25)

ですから、この検査をさらに改良、開発していかなくてはいけない。それについては非常に重要であるという点も記載させていただいております。特に感染初期の牛を摘発する。あるいは、むしろ延髄をとらなくても、生きたままでも検査ができる、BSE感染牛を摘発できる、そういったものが理想的であるわけです。そうすれば、例えばと畜処理、解体処理によってSRM等が交差汚染するリスクも完全に排除できるわけです。と畜場に持ち込む前にしてしまえばいいわけです。ですから、そういったものの重要性について記載しております。

(パワーポイント26)

SRM除去は、先ほどから何度も申し上げているとおりであります。極めて有効ですが、ただし、解体時、背割り、ピッシング、スタンガンという言葉が出ています。と畜、解体するときに、ほかの肉等を汚染するおそれもあるだろう。ですから、こういう危険性を踏まえた上で、検査で陽性だった牛はとにかく排除しよう。そこにBSE検査のスクリーニングという言葉でいいますけれども、食物連鎖から排除するという意義を認めているわけ

であります。

(パワーポイント 27)

過去、0.1~0.9 という数値を出しましたがけれども、現在のリスクは、現在の我が国においてとられているこの2つの柱がきちんと適切に実行されていれば、ほとんど排除されているということですので、これについては、今後とも維持されていくべきであろう。

(パワーポイント 28)

特にSRM除去につきましては、極めて有効な管理措置であって、今後とも維持されていく。

ただし、現在のBSE検査の感度であれば検出限界があります。これは確かである。ですから、検出限界以下の牛を検査対象から除外しても、vCJDのリスクを高めることにはならない。これも事実として一応記載させていただきます。ただし、それがどのくらいなのかというのは、少なくとも350万頭のデータでは20カ月齢以下は困難であったわけですが、これが今後どうなるかについてはわからない。ただし、今のデータに基づいてお話しすれば、21カ月齢以上の牛であれば、少なくとも検出できる可能性はあると判定したわけでありす。

(パワーポイント 29、30)

結論については、今、私がお説明したとおりであります。数行ですので、ただ読んでいただければと思いますが、重要な言葉だけお話しいたします。

まず、これは我が国の、日本の対策の検証である。それから、人のリスクについて行ったことである。牛から人の感染を防御するためには、SRM除去とBSE検査という2つの重要なキーワードがあるということでありすし、検査に限界があるということでありす。ただし、SRM除去を変更しなければ、リスクについては変わらない。

この細かいことがいろいろありますけれども、これは今、私が述べてきたことですので、繰り返すことはいたしません。もしもおわかりにならない点は、後で本文を読んでいただくとか、あるいはきょうと全く同じスライドが食品安全委員会のホームページに既に出ているということですので、後でそれをもう一度見ていただければと考えます。

(パワーポイント 31)

(3)は検査法について、今後とも改善すべきであるし、(4)はSRM除去は有効であるし、繰り返していてちょっとくどいようではありますが、交差汚染防止は重要である。SRM除去というのはこういった問題が少しあるから、それについては継続的に、一度す

ればいいということではなくて、定期的に適正な実施が保証されることが重要である。

(5) は牛 牛の問題になりますけれども、飼料規制、あるいはトレーサビリティといった重要な言葉がまた出てまいりましたが、あとはリスク牛の検査、こういったことが今後とも引き続き継続して行われるべきである。

(パワーポイント 32)

ですから、時間軸の話を上げると、それも先ほど申し上げたことですが、これで終わりではないわけです。特に B S E は潜伏期間が非常に長い病気ですし、例えば B S E 清浄国という、この国は B S E にかかっていない安全な国だというお墨つきをいただくまでに 7 年も 8 年もかかるわけです。ですから、今回あくまでも「中間とりまとめ」としてまとめましたけれども、新しい科学的知見が加わるにつれて、これについてはさらに変えていく必要があれば、そのときそのときに応じて速やかに変えていこうと思っておりますし、継続的に審議をしていきたいと考えています。あくまでも今回は現時点で 350 万頭を調べ、3 年間、私たちがやってきた我が国の B S E 管理体制に基づいた評価を行った中間的な報告である。これは現在も流動的に、今後とも引き続き検討し、さらに正しいものに変えていく努力を行っていく。その点は最後につけ加えさせていただきます。

(パワーポイント 33)

先ほど委員長もおっしゃいましたが、9月9日の本会議、私たちの親委員会といいますか上部の委員会において報告され、了承をいただいたということだそうでございます。

以上でございます。ちょっとわかりにくい点がありましたかもしれません。おわびいたします。

どうもご清聴ありがとうございました。

司会 先生、どうもありがとうございました。

先ほど先生からお話がありましたように、今のスライドについては、私どものホームページに昨晚載せることができました。紙にしてくることは間に合いませんで大変失礼しました。先ほどの「食品安全」という季報がございます。その裏にアドレスが書いてございます。インターネットを見る環境にないという方は、その上に電話番号が書いてございますので、そこに大阪の意見交換会に参加し、金子先生の資料が欲しいというふうなことをいっていただければ、白黒のコピーになりますけれども、お送りできますので、そういっていただければと思います。

すぐにでも意見交換に入りたいとお考えの方もいらっしゃると思いますが、ちょっと準備をしますので、今ちょうど2時25分ですが、休憩が短いですが、2時半から意見交換を始めたいと思いますので、その前にお席にお戻りいただければと思います。では、5分間ほど休憩をとらせていただきます。

## 休 憩

### (4) 会場参加者との意見交換

司会(西郷) それでは、意見交換に入りたいと思います。

今日は意見交換でございますので、何もステージ上と会場とのやりとりでなくて、会場の方々同士でもやりとりしていただいても結構でございますけれども、いろいろご質問等もございましょう。それにお答えをするメンバーにこちらに並んでいただいておりますので、ご紹介申し上げます。

まず最初に、先ほどごあいさつ申し上げました食品安全委員会の寺田委員長でございます。

その向こう側が、食品安全委員会、見上委員でございます。

先ほどご講演いただきましたプリオン専門調査会の金子座長代理でございます。

食品安全委員会のリスクコミュニケーション、こういった意見交換などにつきましてアドバイスをいただいておりますリスクコミュニケーション専門調査会の関澤座長でございます。

食品安全委員会事務局から、齊藤事務局長でございます。

同じ事務局から、プリオンの評価の担当の梅田評価課課長補佐でございます。

先ほどからいろんな管理措置につきましてご説明がございましたけれども、実際にご担当いただいております省庁からも来ていただいております。

最初に、厚生労働省の松本大臣官房参事官でございます。

農林水産省から、姫田消費者情報官。

私、ごあいさつがおくれましたが、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。今日は、不なれでございますが進行役をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、先ほどもご説明がございましたように、「中間とりまとめ」の内容は非

常に広い範囲がございますので、いきなりぱっと始めますとなかなかまとまりがつかなくなってもいけないかと存じまして、時間を効率的に使うという観点から、幾つかに場面を分けて議論を進めたいと思います。

ご説明のありました「中間とりまとめ」の構成順に、最初に「はじめに」とか「背景」といった部分について、なぜこのようなとりまとめを行っているのかとか、あるいはBSEとはそもそも何なのかとか、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病って一体どんなのかとか、そういった基礎的な疑問もあろうかと思えます。そういったことにつきまして、最初に議論していただく。これを第1部としたいと思えます。

続いて第2部といたしましては、「中間とりまとめ」でいわゆる「リスク評価」の部分でございます。先ほど金子先生から、例えばイギリスでは、残念なことに百数十人の患者さんが出ているわけですが、日本ではまだ出ていないけれども、将来どうなんだろうかという評価の内容とか、今後BSEの牛は何頭出てくるのだろうかといったような評価が行われているのでございますけれども、その内容についての意見交換を第2部としたいと思えます。

最後に、第3部として、「中間とりまとめ」の中で、例えば牛のえさの管理がどうなっているとか、飼料管理の実効性をもっときちんとしてしまおうとか、あるいは、牛肉の対策としては、と畜の仕方というんですか、ピッシングだとか、スタンガンのことが出ていました。そういったことについて改善が必要なのではないかと書いてあるのでございますけれども、いわゆる管理措置の部分につきまして、牛の安全対策、牛肉そのものの安全対策といった部分についての議論をする。これを第3部といたしまして、3部構成で進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

ご発言の方法でございますけれども、基本的には手を挙げていただくことにして、見えるように手を挙げていただきたいと思えます。ご指名申し上げますと、係がマイクを持ってまいりますのでご発言願ひます。できればお名前とご所属、あるいはお立場などをおっしゃってからご発言いただければと思えます。

質問なさる場合は、この中のどなたかから答えが欲しいというのがもしあれば、それもおっしゃっていただければと思えます。

限られた時間でございます。なるべく多くの方と意見交換、あるいは発言の機会をと思っておりますので、お1人の発言は、大変恐縮ながら2分以内とさせていただきたいと思えます。そのために、ご発言が始まってから1分40秒たちますと、ベルが1回鳴ります。

その後、2分を超過いたしますと、ベルが2回鳴ります。ベルが2回鳴ってしまったら、申しわけないですけども、そこで打ち切りということにさせていただきたいと思います。細かいようでございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

まず、先ほど申し上げた第1部でございますが、今回の「中間とりまとめ」に至る経緯とか背景、あるいはBSE問題に対する基礎的な件につきまして、ご意見、ご質問のある方はどうぞ挙手をお願いいたします。

会場 滋賀県大津から来ました村上と申します。

リスクコミュニケーションに何回か参加させていただいて、気がついたことがありました。私、BSE、異常プリオンたんぱくというのがどういうふうにしたら自分が摂取しないようにできるのかというのをわかっていなかった。異常たんぱくというのは、熱を加えれば死ぬとか、そういうものではないわけですね。異常たんぱくというものについて、もうちょっと説明していただけないでしょうか。全く基本的なことがわかっていなかったんだなと気がついたんです。その辺のところを教えてください。

司会 では、金子先生、よろしくお願い致します。

金子座長代理 プリオンという言葉は、今から20年ぐらい前にカリフォルニア大学サンフランシスコ校のプルシュナー先生という方が、自分で勝手にというところであれですけども、つくられた言葉です。それはどういう意味かということ、普通、感染するという、例えば風邪を引くとか、あるいはO157で食中毒になってしまうとか、鳥インフルエンザの問題があるとか、それは大体細菌とかウイルスという病原体が原因になるわけですね。そういう病原体は、自分でふえていくのに最初に核酸、DNAとかRNAという言葉が聞かれたことがあると思うのですが、ああいったものが一番の大もとになっているのです。ところが、プリオンはたんぱく質だけでふえるという意味の英語なんです。つまり、どうも変なのです。ほかのものと違う。それはどういうものかというのが全然わかっていなかった。最初は、ウイルスとかバクテリア、細菌じゃないかと思われていたのですけれども、どうも違う。たんぱく質だけだということがわかってきたのです。

それをいうともっと混乱するかもしれないのですけれども、もともと私たちの体の中にはプリオンたんぱく質があるのです。みんな持っているのです。それは正常型といいますけれども、善玉のたんぱく質。何をしているかはまだよくわからない点もあるのですけれども、そういう善玉のものがあるのです。よく「朱に交われば赤くなる」という日本語が

ありますけれども、善玉は白だとお考えください。その白の中に感染型の悪玉のプリオンたんぱく質が1個入ると、ドミノ倒しのように体中の白いたんぱく質をみんな赤くしてしまふ。主に脳ですけれども、そういうものなのです。その赤くなったものが、例えばほかの人の中に入ってしまうと、同じように赤くしてしまふ。牛の悪玉が人の体に入ると、やはり同じように、朱に交わると赤くしてしまふ。ちょっと詳しく説明するとあれですけれども、そういう働きがあるらしい。

ただし、牛の場合は、人に入るときに種類が違いますね。だから、入ったときにドミノ倒しを始めるのがなかなか難しくなるというか、起きにくくなる。それが種の壁といわれていますけれども、人から人の場合は、入ればまず、例えば実験で、人の場合はあれですけれども、同じ種類であれば打てば必ず発症するくらい効率がいいことになってしまうのです。

赤い悪玉というのは、今おっしゃったように、普通の煮沸消毒とか調理法では全然壊すことができない。800度で焼却するとか、オートクレーブという特殊な手法を使わないと、その構造を壊せないですね。白と赤の違いは、僕はよくスライドでお出しするのですが、たんぱく質はこんな形で立体的に巻かれています。わかりやすくいうと、新体操で回すリボンのようにになっているものがあるじゃないですか。ああいう立体的な形を持っているのです。白い善玉は、大ざっぱに言えばああいうリボン型をしているのです。ヘリックス構造といいますけれども、ああいうリボン型をしているものが、ヘリックスとかシートとかいろいろな型、が に変わったとっていただければいいんですけれども、そうすると、ああいう非常に困る性質になるのです。

科学的にいうとこういうことなんです、ちょっとおわかりにくいかもしれないんですけれども、そういったものが壊れにくくて、分解されにくくて、煮ても焼いても食えないとよくいいますけれども、そうすると自分の中でたまって、私たちの体は壊せなくなってしまつて、処理し切れなくなって細胞が死んでしまうどころか、それは体の外に出てもなかなか壊れないわけですから、ほかの体に入ってしまうえば、同じように悪さをすることです。それでわかっていただけましたか。

司会 よろしいでしょうか。もし何かあれば。

会場 大分わかりやすくなりました。それで、そのたんぱく質を介してするというのは、食べなければ済むのですか。

金子座長代理 体に入る方法は幾つかあるのです。1つは口から入る方法、それはBS



Eがそうです。それから、人の場合でいうと、大津の方なのでわかりだと思えますけれども、硬膜移植という、CJDの患者さんからとられた硬膜が、ほかの健康な方に手術で使われてしまった。それによってうつった例がありますし、下垂体ホルモンという、成長がちょっと問題がある方にホルモン剤を投与したときに、下垂体を亡くなった方からとっていた時期があるのです。フランスで多いんですけれども、そういった方でCJDの方の下垂体がとられてしまったことがあって、それが病気の原因になったこともありますし、あるいは、角膜移植でなったこともありますし、そもそも牛のBSEも、羊のスクレイピーというプリオン病がえさにまじっていったのではないかという話もあります。

食べるものと、直接そういう医療行為によってうつるものとか、あとは、実は一番多いのは、自然になるタイプなのです。日本で毎年大体100名以上の方がプリオン病、CJDにかかっておられるわけです。ですから、実はそれが一番多いのです。では、何で自然に発症するかといいますと、先ほど白いのと赤いお話をしました。何もしていなくても、その白いものが、毎年大体100万人に1人ぐらいといわれていますけれども、自然に白が赤になってしまうことがあるのです。それが本当は一番多いのです。ですから、変異型CJDのリスクで、先ほど0.1~0.9という数字をお示ししましたがけれども、実は私たちは何もしなくても、100人とすれば100とか、120とか、そういうリスクをもともと持っているということなのです。

会場 よくわかりました。それで、もしも5年後か何かに、あれ、変だなと思ったときに、どこで診断してくれる、どこに駆け込んだらいいのですか。どこで治してくれるんだろう。

金子座長代理 それは一番大事ですね。

会場 そうです。そのところがないと、とても不安で。

金子座長代理 実は厚生労働省の方できちんとした仕組みがございますので、それは、私がお話ししましょうか。松本参事官は、その辺、非常にお詳しいのですが、私がまず説明いたします。

各県にそういう専門医がいるのです。神経内科という科が大体の病院にありますけれども、神経がおかしそうだなと思ったら、まずそこに駆け込んでいただいて、それもわからなければ、病院の受付に「こんなになったんですけれども、どこへ行ったらいいでしょうか」といったら教えてくださいますから、そうすると大体神経内科に行きます。そうすると、神経内科の中でも、あるいは脳外科、精神科も一部関与しますけれども、そういった

先生方のネットワークの中で、これはもしかしたらCJDの方かもしれないという診断が疑われる。もちろんご自分で診断された後、困ったというか判断に迷うケースが、各県に大体1人いらっしゃる専門医に紹介が行きます。その先生が診させていただくという形で二重のバックアップ体制がありますし、治療については、それこそ特定疾患の公費負担があったり、いろんなバックアップもあります。

何か追加があればおっしゃっていただければと思います。

松本参事官 BSEにかかる前に、孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病というのがありまして、これについては、1976年ぐらいからずっと厚生労働省で研究をやっておりまして、その診断基準等々については、きちとした刷り物にして、一般の方々も手に入りますし、いろんなところにお配りするようにはしています。

あとは、先ほど金子先生の方からありましたけれども、ドイツのブラウン社の硬膜が使われて、それによってクロイツフェルト・ヤコブ病になった方が何十名いらっしゃいまして、そのときに全国調査をやりました。そういうときに、やはり診断をだれがするかというようなこともありますので、そのときに各県できちとした受入態勢をとったということでございますので、ご心配のときには、そちらの方をご活用いただきたい。

ただ、症状としていえるのは、今ご懸念は、恐らくこういう肉を食べたことによって変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病になったのではないかというご心配をされて、受診されると思いますけれども、普通の孤発性のこともありますし、あるいは、そういう症状を出してくるような別の神経的なものもありますし、もっと外科的な手術をやらぬといかぬときに出てくるような症状もありますので、それは金子先生がおっしゃったように、神経内科だけでなく、脳外科とか精神科の先生方もよく診て、そういうものではないということで、残ったところがどうしてもクロイツフェルト・ヤコブ病であるということになれば、そういうことについての対応ができるような形はとってあるということです。

会場 わかりました。ありがとうございます。せめて5年後ぐらいまでには、治療法を確立してください。よろしく申し上げます。

司会 どうもありがとうございました。ほかに、そういった一般的なご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に第2部でございますけれども、今回の「中間とりまとめ」におきますリスク評価の結果、日本でどのくらいBSEに基づく変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病が生じるのであろうか。0.1とか、0.9とか試算値が「中間とりまとめ」には出ているわけ

でございますが、その件とか、あるいはBSEそのもの、牛でございますが、どのくらい出るのだろう。35頭、数十頭とかいうのが出てまいりましたけれども、そういったことの計算の仕方とか、あるいは、そういう試算をすること自体けしからぬというようなご意見もたまにはあるのでございますけれども、その辺につきまして何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

最初に手の挙がった方、そちらの男性の方、よろしくお願いします。

会場 コープ近畿事業連合の日野と申します。

今、司会の方の区分された部分のどこに当てはまるかよくわからない部分があるんですけども、基本的な部分かなというのが1点あるのです。それを少し追加質問させていただきます。

先日、熊本で発生した事例も含めて、今この12件について、どこまで原因がわかっているのかというあたりを少し説明いただきたいというのが1点。

あと2つあるのですけれども、リスク評価に関係する部分で、今回のまとめの中で、BSEの対策前については数値として評価がされているのですが、その後については、危険部位の除去、全頭検査のクロスのチェックによって、恐らくは少ないだろうという話になっています。ただ、文章の最後の方では、実施状況を定期的に検証する必要がありますよということにくっておられるんですけども、現在、危険部位の除去をするという部分でいうと、と場の問題だろうと思うのです。そこについて、文章上では余り踏み込んでいられないなという感じを持ってしまして、例えばピッシングの問題なども含めて、早急にそういう対策を構築すべきというような文章にならないのかなと思っています。そういうリスク評価をした上での報告にしてもらいたいというのが、1点あります。

あわせて、現在の消費者の牛肉に対する安心のポイントとしましては、全頭検査をしているという部分が非常に大きいなと思ってしまして、文章の中でも、検査方法の研究を進めなければならないとなっておりますけれども、それまでは現状の仕組みを維持するというのがどうかと思っています。時間がなくなったので終わります。

司会 ありがとうございます。ここの措置につきましては、後ほど議論するときにございますので、その時にとと思いますが、原因がわかっているのかいないのかというところにつきましては、姫田さん、お願いします。

姫田消費者情報官 今まで感染経路の究明をしております、世界中、先ほどあった18万頭発症したイギリスでも、まだ残念ながら感染経路が確定されていない状況でございます。

す。まず、7頭目までについて、それぞれ徹底的に追いかけてということで、その感染経路を究明いたしました。それまでの法律では、えさの帳簿の保存期間が2年だったということもございまして、現実には追いかけていて途中でわからなくなったというようなことが、最終的には、多々あったということもございまして。そういうことで、この報告書に書いてある交差汚染は牛肉の方なんですけれども、牛のえさに肉骨粉を直接入れたということではなくて、豚・鳥のえさに肉骨粉を使っていたことがあるわけなので、それとまざったことが疑われるというところまでしか追いかけていません。

8頭目、9頭目以降については、それぞれについて今、原因をきちんと究明している、追いかけているというところもございまして、やはり残念ながら、6年前、7年前、8年前の帳簿をひっくり返すということなので、なかなか難しいところもございまして。

3年前に法律を改正いたしました。そういう意味では、帳簿の保存期間を8年にする。あるいは、この報告書にも出てまいりますが、牛のトレーサビリティということで、牛自身の番号でどういうことがさかのぼれるかということで、これから感染原因を究明しやすくするという体制づくりも、あわせてしておるところもございまして。

司会 ありがとうございます。原因については、そういう状況ということでございます。あと、ピッシングの改善の表現だとか、あるいは検査が安心につながっているとか、施策の表現につきましては、後ほど第3部でやるということにいたしまして、リスク評価の前提として、どこまで管理施策を考慮してやったのかという点につきまして、金子先生、お願いできますでしょうか。

金子座長代理 なかなか難しい質問だと思います。基本的なリスクの今回の報告書作成に当たりますと、隣に関澤座長がいらっしゃいますが、リスク評価は極力リスク管理と独立して行う。かといって、管理について私たちは知りませんというわけではないわけ、おっしゃったようにリスク管理がどのくらい適正に行われているかも評価しなくてはいけない。その点、もちろん考慮して評価を行っております。

ただし、今ご指摘の点も含めて、私たち、あくまでも「中間とりまとめ」ということで逃げてしまっただけであれですけれども、出した後も、実は前回、別の会でも、非常に貴重なご指摘やご助言をいただいておりますし、今おっしゃった点についても確かに考えていかなければいけないなという思いもいたしますし、そういった意味ではこういったものを踏まえて、さっきも申し上げましたけれども、これは現時点でのとりまとめでありますから、今後に生かしていきたいなと思っておりますし、実際に管理がどのくらい適正に行われて

いるかというのが実は一番大切な点であることは、私たちもよく理解しておりますので、報告書を作成して、あるいは専門調査会の際にいろいろな答申をさせていただくときには、これを実際にきちんと実行していただいて、実効性を担保してほしい、保証していただくように最善の努力をしていただきたいということを、毎回必ず申し上げているつもりであります。ですから、その辺、非常に重要な点だと思います。

司会 管理措置とリスク評価の関係につきまして、事務局から若干補足させていただきます。

梅田評価課課長補佐 議論に当たりまして、管理省庁側からいろんな資料をいただいております。報告書の中にも、18ページ、19ページでございますけれども、SRMの内容について、管理省庁からいただいた資料に基づきまして、厚生労働省の方で調査等を行っておりますので、そういった状況についてもこの中に盛り込ませていただいております。

先ほど金子先生からお話ございましたように、この意見交換の場においても、いろいろ管理省庁からさらに追加のデータとか要求すべきであるというご意見も賜っております。そういうことも踏まえまして、管理省庁では継続的に調査等を行うと聞いてございますので、そういったデータも今後集まってくるものだと思っております。

司会 よろしいでしょうか。今ご質問の方、何かまだコメントがあればどうぞ。

会場 ちょっとよくわからないのですけれども、では、今の委員会のところでは、リスク評価ということを現段階のある資料としてはしたということで、あとは管理をするところでは、それに必要な資料をさらに出してもらいますよという話だけでいいんですか、今のは。

金子座長代理 その都度、こちらからお願いをして、資料を出していただいて、それに基づいて評価は行っています。ただ、堂々めぐりというところもあれですけれども、ある時点で評価を下すと、必ずその足りない点が次から次と出てまいります。例えば今回、11項目までのデータでまとめましたけれども、これが出た直後に12項目が出てきましたし、BSEの科学的な知見についても、不確定な点が日々刻々と新しくわかっている点も多くて、イタチごっこになってしまう。つまり、完璧にすべてを出そうとすると、よくいいパソコンが出たから買おうかなと思うと、またすぐ性能がいいのが出て、いつまでたっても買えない。ちょっと例があれですけれども、ある時点で線引きをしないと、いつまでも出せないだろう。今回のとりまとめに当たっては、日本を取り巻くいろんな情勢を踏まえた上で、よく考えてみると、やはり現時点でどうしてもある程度のとりまとめをすべきだという判断を

下したわけです。

ですから、例えば8頭目、9頭目の感染性についてまだわからないから、それを待ってきちんとした科学的なデータが集まるまで、こんな報告書を出すべきではないのではないかというご意見も、実は出たりもしておりますけれども、そうではなくて、現時点でわかったデータに基づいて、少なくともこれはいえるし、これはわからないという点を、管理の点もそうですね。要求したものをすべて出していただけない点もあるわけで、そういった点については、今後とも要求をして、お願いしてはいますけれども、現時点で集まったデータに基づいてまとめたということでございます。

司会 よろしいでしょうか。あと、その他につきましては。では、その青いTシャツの方、どうぞ。

会場 食品安全モニター、大阪府の河内でございます。

ちょっと関連しているんですけども、先ほどの評価と管理についてなんです。委員会の方では評価をまとめられて、それを各省、農水省、厚労省の方に管理をお願いされるというのが基本的なことだと思うのです。ところが、報道におきましては、委員会がまとめられた今回の、検査に限界がある、困難という表現でされておりますけれども、それがひとり歩きして報道されて、消費者の方には、安全委員会の「安全」という文字だけが、それもひとり歩きしまして、安全という言葉が消費者は青信号と考えて、それは安心に変わってくるようになって、食品安全委員会が中間で評価したものは安全で安心であると錯覚するような報道が非常に見受けられます。

そういう部分は、今日ここでお話を聞いている部分に関しては、そうではないということとはよくわかるんですけども、一般消費者には非常にわかりにくい。そういう点をもう少し正確な報道をしていただけるようお願いしたいということが1つでございます。

結論的には、検査に限界があるから困難という表現が、なぜ全頭検査を廃止するということにつながっていったのかということも、少し疑問に思っております。

以上です。

司会 ありがとうございます。要するに、とりまとめの結果の報道のことにつきましてですけれども、何かコメントありますでしょうか。

齊藤事務局長 報道ぶりについて、検査の月齢のことだけに関心が集中した形で報道がされたということについては、委員会として、そうではないということをいろいろ申し上げなければいけないということで、関係者の論説の方々にお集まりをいただいて懇談をや

る席などで、趣旨をまたご説明するというのもしております。個別の記事につきましては、どこまでが正確というんでしょうか、その新聞社の解釈なり何なりという部分があるので、いわゆる正しくない報道に当たるのかどうかというのは非常に難しいわけですが、私たちとして、余り月齢の議論だけが報道されるようなものについては、個別に記者さんにいろいろお話をしたりはしております。

あわせて、こういう機会を利用させていただいて、そもそもこの「中間とりまとめ」をまとめたことの経緯について、食品安全委員会が発足して最初の課題ということで、昨年7月からおおむね1年間かけてやってきた成果だということについてご理解いただくように、こういう席でも申し上げておるわけで、今後とも、ある意味で私どもの意図しないような報道がされないように、できるだけ注意をしてみたいと思っております。しかし、書かれる方は必ずしもそのように書いていただけないという事実があることはご指摘のとおりです。今後とも、私どもの意図ができる限り正しく伝わるようにお話しはしてみたいと思います。

この「中間とりまとめ」は、あくまでも我が国の状況を食品安全委員会が、そもそも食品安全委員会発足の経緯になったBSEについて、自らの仕事としてその内容を評価したものである。これからもこのことについては、きちんとお話しするようにしていきたいと思っております。

以上です。

司会 ご質問の方、よろしいでしょうか。

会場 名前が「安全委員会」というので、安全委員会がこういったといたら安全なんだと解釈する。1年たって、2年目に入ったんですけども、そこら辺を例えば評価委員会とか、そこら辺も検討する価値があるんじゃないかと思ったりもしております。

それと、時期的に米国産の輸入肉のことで非常にダブってきまして、3年間かかって評価された内容が、ひょっとしたら数カ月、2～3カ月で管理されて、アメリカの牛が入ってくるということにもなりかねない。3年間かかってされたものは、やはり長時間かけて管理の方も論議していただきたいと思う次第でございます。それは農水省、厚労省さんの方をお願いすることだと思います。

司会 ありがとうございます。例えば評価の数字についてのご意見等をお持ちの方はいらっしゃいませんか。試算で0.1とか0.9人とかいろいろございましたが、数字についてのご意見。では、そちらの女性の方。

会場 消費者の立場で発言させていただきます。神戸市から来ました山田と申します。

350万頭を調べた結果ということ为先ほど伺ったのですけれども、20カ月齢は検出できないということがあったと思うのです。若くてと畜されるものは、私が思うには少ないような気がするのですけれども、どのくらいのパーセンテージ、20カ月齢で検査にかかるものがあるかというところを教えてくださいたいと思います。

司会 ありがとうございます。厚生労働省の松本参事官お願いいたします。

松本参事官 20カ月齢以下といいますかそのところは、350万頭全体の大体1割ということでお考えくださいたい。ですから、35万頭~40万頭ぐらいのところだということでご理解くださいたいと思います。

姫田消費者情報官 資料2の一番後ろの方を見ていただくと、ご存じのように、最終的に食用になる牛は、和牛と、乳用種でありますホルスタインと、その交雑種があります。和牛につきましては、ここの絵を見ていただきますと、メスはずっと子供をとりますので年をとるまで生きているのですが、オスは食べられるようになったら全部食べてしましまして、大体28~29カ月ぐらいのところは山がございまして、どんなに早くてもやはり24~25カ月ぐらいまでは肥育しますので、20カ月齢以下のものはほとんどないと考えていただいてもいいかと思えます。

交雑種、ホルスタインのメスに和牛のオスをかけたものですが、これも和牛よりも少し短くなりますが、大体25~27カ月ぐらいのところは肥育の山がありまして、若くても大体20カ月齢以上でと畜に出されることになっております。ですから、交雑種もほとんど全部20カ月齢よりも上になります。

ただ、ホルスタインのメスはおっぱいをとりますので、ずっと年をとるまで生きていくわけなんですけれども、ホルスタインのオスは肉にするしか使いようがございませんので、肉になります。山が大体19~21カ月ぐらいのところに見えます。ですから、ホルスタインのオスのちょうど半分ぐらいが20カ月齢以下になるということでお考えいただければいいかと思えます。今まで出ているのはホルスタインばかりなのですが、そのホルスタインの一方の性の半分ぐらいという感じだと、ホルスタイン全体の1/4ぐらいは20カ月齢以下でかかってくると考えていただければいいかと思えます。

司会 よろしいでしょうか。

会場 検査対象になったものの10%が検出困難だから、それはもう調べなくてもいいんじゃないかというような結論を出していくというのは、消費者の立場からいけば不安が



残ります。例えばこれが30%、40%とあれば、検査費用とかそういうのもたくさんになると思いますけれども、10%で、また月齢を選別していくとか、まざってしまう。例えば30カ月だったものが20カ月以下と間違えられて検査をされないで通って行ってしまうというようなことが、この偽装事件が多い中、やはり起こってくると思いますので、そういう意味では、全頭検査の意義は私は大きいと思います。隠れみのになってしまうということがあると思いますので、そこは簡単に数字だけで外してしまうのは、非常に不安が残ります。

姫田消費者情報官 今、日本で450万頭ぐらい牛がおるわけですが、その牛全部に、きょう、農政事務所の職員も来ているのですが、私ども、あるいは県と一緒に協力しながら、牛に耳標をつけまして、ちょっと重いのですが、牛が両側に黄色いイヤリングをつけている状態でございます。それに全部10桁の番号がついておりまして、今家畜改良センターのホームページでその10桁の番号を入れますと、どこで生まれて、どこで育て、だれが買って、だれがどうしたということが全部わかるようなシステムになっております。

12月からは、スーパーや小売店の店頭でも、きょうの牛はこの牛ですと10桁の番号が出るようになりますし、あるいは、焼肉屋さんとかそういう肉を主として販売されている外食の場合も、その10桁の番号が出るということで、そういう意味では、と畜場で確実に何カ月齢かわかるシステムになっております。

悪意で直す場合はもちろん犯罪行為でございますし、我々もそういうことがないように、2000人の職員が巡回して指導しているということも、あわせてお伝えいたしたいと思っております。

司会 ありがとうございます。ご質問の方、よろしいでしょうか。

あと、リスク評価の数字についてご意見のある方、いらっしゃいますか。

会場 3のところであった方がいいのかもしれませんが、京都生協組合員で、有志でつくっております学習会のサークルの者です。滝本といいます。

私たちは、この問題が起きたときから、賢い消費者になろうねということで勉強を始めました。その中で、本当にわからない部分がいっぱいあるんだということ、専門家の先生にもお話を聞いたりして不安に思って、しかも、中間報告が出た途端に、イコール、アメリカの輸入が解禁になるんだという報道までどんどん流れてくるので、ますます不安を感じています。

その中で、NHKだったと思うんですけども、食品安全委員会はイコール、アメリカの輸入解禁ではないんだということはつけ加えながらも、一方で、外食産業の方では既に受け入れの準備を始めましたという報道を重ねてやるわけなんですね。もう1つ、民間の方のテレビ局でしたけれども、とてもわかりやすくおもしろかったのは、アメリカは月齢なんて全然つかんでいない。日本はトレーサビリティでしっかり全頭の把握ができるということを、本当によくわかりやすく説明してくれた番組があったんです。ああ、そうか、アメリカはこんな状況の中で、やっと歯が生えかわったら30カ月が来たんだなという大ざっぱな把握をしている。

日本は、せっかくトレーサビリティをしっかりと、去年の12月から始めました。私たちも、その学習会もやりまして、安心だねと思っていたのに、全頭検査は要らないということになると、アメリカの牛は20カ月ぐらいで全部と殺してしまう。だから、安心なんだよと、逆に変な報道も流れていて、私は、関西テレビにその発言をしたことに抗議の電話を入れました。「だから、もうすぐ輸入解禁だよ」とアナウンサーがはっきりいっているのです。時間が来ましたからやめますけれども、報道機関に対して、月齢のことについてもっときちとしたことを教えていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

この「中間とりまとめ」の性格と申しますか、先ほどからご説明申し上げましたように、国内のBSE対策が始まってから3年間でどうなったかということでございますので、アメリカの話とは直接関係ないという話は、先ほどからいろいろご説明申し上げておりでございます。

検査の話が多くなっておりますが、管理、リスク評価の話でもしご意見があれば、どうぞ。

会場 日本で見つかったBSE感染牛は、肉牛で見ると去勢ホルスタインが2頭で、和牛がゼロということです。本来であれば和牛の方が30カ月でと殺されるわけで、高齢ですから感染しやすいはずですね。ところが、和牛ではゼロで、去勢ホルスタインでのみ2頭見つかっているということは、例えば和牛の方が高く売れますから、高いえさを食べさせられる。去勢ホルスタインの場合には安くしか売れないから、安い肉骨粉を食わせようとする人がいるのかもしれない。素人ですけども、そう考えるわけですね。そうすると、去勢ホルスタインの方が危険度が高いと思われるわけですから、去勢ホルスタインこそ全頭検査をすべきじゃないかと思うんです。そうすると、20カ月で切ると、去勢ホルスタイン

ンの半分は全頭検査の範囲外になってしまうわけですね。一番危ない去勢ホルスタインの半分をどうして外してしまうのか、私は非常に疑問に思うのです。

もう1点、20カ月という数字なんですが、専門委員会の吉川教授が削除される意向を示されたということですが、後で委員会の本会議で寺田委員長らが勝手に復活されておられる。きょう金子さんが発言されたのは、20カ月で評価することは可能か「とも」考えられるというふうに表現が変わっているんですけども、このあたり、どうなのでしょう。具体的に20という数字の科学的根拠を教えてくださいませんか。私が見る限りでは、21という数の隣の自然数という以外に全く根拠がないわけで、隣の自然数を科学的というなんて余りにばかげていると思うのです。これで科学なんていって、本当に笑っちゃいますよね。科学的といわれる根拠を具体的に教えてください。これが私のすべてです。

司会 最初のご質問は、去勢ホルスタインは検査すべきじゃないかということですね。20カ月齢を含めて、金子先生、お願いいたします。

金子座長代理 検査の月齢云々よりも、牛の種類によって検査体制を変えた方がいいかもしれないという話は、実はほかの方からも承っております。たしか2日前、東京でこういう会があったときも、今おっしゃったのと全く同じような意見が出ています。確かに飼料管理等を考えると、和牛の方は日本で出ていませんし、イギリスのデータを見ても、90%はやはりホルスタインで、肉牛というか、ホルスタイン以外の牛は10%ぐらいです。

私たちは、その辺についてのディスカッションは、正直申し上げると、例えば牛の種類によって、今おっしゃったようなことを余り時間をかけて議論はしてこなくて、やはり検査、月齢というものに議論を集中してきたことは事実であります。ですから、本当は今おっしゃったような点も含めて、ありとあらゆるいろんな可能性を考えて、この答申に盛り込めばよかったかもしれません。確かにおっしゃるとおりだと思います。今回、「中間とりまとめ」としては、月齢にフォーカスを絞ったお話をしましたけれども、私自身は、そういった点を含めて検討する価値は十分あると思います。今おっしゃった方以外にもそういう意見はございますので、それは重々承知してやっていきたいと思っております。

20カ月齢の問題についてですけども、確かに私たちは、それは非常に重要な問題だという認識はあります。私の発言の議事録を見ていただければわかると思うんですけども、結論から削除すべきということは、私と佐多委員、何人かの方がいったことでありまして、結論として20を強調するのは余りに危険というか、おっしゃったとおりだと思うんですよ。

21 カ月齢で 1/500、1/1000 だから、20 カ月齢は云々というのは、最後の結論のところでは科学的に根拠がないですし、20 が余りに強調され過ぎるから問題だということで、削った経緯があるわけです。そういった意味では、今おっしゃったことは、実は私も含めて、私たちが十分承知していることでありますので、そこは私は十分理解して、吉川座長もそうですし、私たちはそれをなるべく反映させようと思った次第であります。

そんなでよろしいですかね。私はその程度なんです。

寺田委員長 今ちょっと誤解を招くような可能性がありますので、そういわれたことは正しいんですけども誤解のないように申し上げます。委員会で元の文を変えて、今のようになったというのは事実ではないんです。議事録も全部見ていただいたらわかるのですが、議事録だけでなく、全部公開してやっておりますし、専門調査会で最後のところの取り決めをやって、私どものところへファイナルなものが上がってきた。そのまま検討して、これで結構ですとっているわけですから、そのところはよく理解してください。あるいは報道なんかでは、この専門調査会の案というんですか、専門調査会から私どもへ出された中間報告を、委員会がオーバールールした、あるいは変えた。それは絶対ないですから。それは先生もそこに出ておられましたし、それはありません。

司会 いかがでしょう。はい、どうぞ。

会場 報道によりますと、20 カ月という数字を削除すべきと吉川教授がおっしゃっていたのを、本会議では寺田委員長らが復活させたと言われていますけれども、それは違うんですか。

寺田委員長 絶対違います。とにかく、委員会で復活させたことは絶対ないです。

会場 でも、吉川教授は削除する方針であったと報道されている。それは事実なんですか。それは事実ですか。金子さん、ちょっとお答えいただけますか。

金子座長代理 当事者としてお話ししますと、最初に9月6日にとりまとめた中には、20 カ月齢云々というのは確かに記載されていたわけですね。結論部分にもありましたし、恐らくおっしゃっているのは、本文の中の記載ではないかと思うんですけども、2カ所にあったわけですね。私たちはあの最終のところディスカッションをして、意見を申し上げた点は、前後の文脈等を見て判断する限りにおいて、本文中、「困難である」、不可能であるとは書いてないですし、前後の文脈を見る限り、あれには違和感は余りない。ただし、0.1~0.9を最初、結論に載せていたのを削除した経緯が、実はその何回か前の委員会でもあるんですけども、その数字だけを殊さら取り立てて結論部分に載せてしまうと、

さっきおっしゃったように、科学的な意味合いからしても余り意味をなしていない点、その2点から、あれは削除すべきだということではありましたが、その2つのうちの1つは削った。

ですから、復活させたものは確かに何もないと私は思いますけれども、それ以外、私、報道そのものをよく把握していないので、申しわけないです。少なくとも、私は報道云々で左右されてあれを変えたことではないので、報道内容を私は把握していないので、何かもしほかにつけ加えることがあれば。

司会 経緯はそういうことだということでございますが。

会場 あと、今日いただいた資料の17ページを見ますと、「20ヶ月齢以下の感染牛を現在の検出感度の検査法によって発見することは困難であると考えられる」と断言されていますけれども、今日の金子さんの発表ですと、「困難であるとも考えられる」と、表現がちょっと違って、これはちょっと違いますけれども、かなり重要なポイントだと思うのです。

金子座長代理 確かにそうです。今日いただいた資料というのは、実は僕、その辺も厳密にしようと思ひまして、お手元の資料にはまた別のバージョンがございますでしょう。本日お話ししたのは、2日前に東京で吉川座長が発表されたのと全く同一のスライドを使って、ここでお示ししております。と申しますのは、やはりこれは非常に重要な問題であり、きちんと正確に説明しなくてはいけないことの資料ですから、その都度、会場によって変えることはいけないと思ひまして、少なくとも昨日、おととい、今日と、3回、私どもは説明させていただいていますけれども、資料の整合性を保つために、同じものを使っております。

ちょっと時間的な準備の都合とか、それも最初のバージョンを吉川座長が事務局の方とつくられて、私も一部参加しましたけれども、時間の足りない点があって、ご指摘のような不備があるのは事実です。私、発表の中でもお話ししましたように、前後したり、行ったり来たり、わかりにくい点があることも申しわけないと思っておりますし、その表現についても、確かに私も見ていながら、おっしゃるような疑念というか、「とも」と「と」と違うなというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、正確にお答えするとすれば、私たちが「中間とりまとめ」でお答えしたバージョンといいますが、その文言が正確なお答えですから、そちらを優先していただきたいと思ひます。誤解を招くような点については、私の方からおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

司会 表現の経緯について、よろしいですか。

会場 ということは、その20カ月という、「困難であると考えられる」、これが正しいということですか。金子さんはそうお考えなんですか。本当ですか。

金子座長代理 文脈の中で、前後のことを含めていけばそのとおりです。ただし、結論のところから削除する。私を含めて調査会のメンバーが申し上げたように、それだけを殊さら取り立てて、そこの部分だけを出すと言葉がひとり歩きするという点は危ない。それはそのとおりだと思います。ですから、もしも今日のスライドを見て、まさにそのご指摘はその点を危惧しておられる点だと思いますので、この点、気をつけておかななくてはいけなかったなと思います。

会場 では、これを改善されるご予定はあるのでしょうか。変更されるご予定は。

金子座長代理 このスライドですね。

会場 今のこの20カ月齢で「困難であると考えられる」と断言している部分を、今後、食品安全委員会として、また変更されるご予定はあるのでしょうか。

金子座長代理 この資料ですか。このことをお話ししておられたのですか。

会場 20カ月齢以下の感染牛の。

金子座長代理 私は、スライドの「とも」のことと思ったのですけれども。

会場 ですから、私は「とも」というふうに断言じゃない表現に改めていただけると非常にありがたいと思っているんですけれども。

金子座長代理 ここのところをですか。なるほど。

会場 それは無理なんですか。

金子座長代理 これは、「と」と「とも」の違いというか、そうですね。

会場 ただ、断言と、断言じゃない表現は、決定的に違うわけですし、それが一番問題になっているわけですし、そこがどうなのかということです。寺田委員長にもちょっとお答えいただきたいんですが。

寺田委員長 変えられません。申しわけない、これは変えられません。主観の問題だろうと思うんですけれども、「困難である」というのは断言ですが、「困難であると考えられる」というのは、そういうふうに考えた。しかも、これは現状をそのまま記載して、今までで見つからなかったから「考えられる」で私は結構だと思いますし、手続上も、委員会でも皆さんがこれで認めたものでございますから。「とも」とかなんとか、いろんな表現があると思うんですけれども、現状を記載して、それで見つからなかった。だから、今の現

在の検査法では見つからない可能性が高いという感じを持つわけで、そこで「て、に、を、は」でこうなりますと、幾らでもいろんなところで出てくる可能性があります。

もう1つ、ちょっといっておきますと、実は「結論」のところを変えたという話ですが、私もその専門調査会を聞いておりましたから議論の最後のところで意見が出まして、ああ、なるほど、貴重なご意見だ、変えるのがいいなと思っていました。専門委員の中にはそのままいいという意見もありましたし、座長・座長代理に一任するとなったのです。後で専門調査会の中でも了承をとって報告書ができ、私たちの委員会にあがって来て、それがそのまま了承されたわけです。ですから、手続上も全く問題ありませんし、ちょっと敷衍していいいますと、最初のたしか7月16日の原案のときには、v C J Dのリスクの話が、こういう検査月齢のこととは別個の話ですが、人口1.2億のうちにv C J Dが起きる確率は0.1~0.9であるというのが結論に入っていたのです。それは専門委員会の中で数字が余りひとり歩きするからというので、やはり結論からは削って、本文には残しましょうということで、本文に残っているわけです。そういうのと同じような手続を専門委員会はやったと私は考えています。

会場 実際に20という数字がひとり歩きしているわけなので、それがアメリカからの輸入などでもひとり歩きし始めているわけですね、実際に報道なんかで見ますと。ですから、やっぱりひとり歩きしているという現状を考えれば、それに合わせてひとり歩きしないように、この言葉を変えていく必要があるんじゃないかと思います。変えないということ自体、やっぱりひとり歩きを認めているとみなされてもしょうがないんじゃないでしょうか。

関澤座長 リスクコミュニケーションの方を担当している関澤ですけれども、結局、世の中の報道の方でちょっと行き過ぎというか、独自の解釈をして報道してしまったというところがあるように思われるのです。私たち食品安全委員会としては、科学的な安全性評価の結果をまとめて出していると思うんですけれども、それについていろんなとり方をされる方がおられる。今書かれている文章は、現時点での科学的な評価ということを委員長がおっしゃいましたが、としては間違いのないことを書いていると思うのです。ただ、それができるだけひとり歩きしないようにということで、結論に書くことは、いろんな誤解を生むようなところは避けましょうということまで考えておられたと思うんですが、にもかかわらず、報道のときにほかのことと結びつけて、アメリカからの輸入と結びつけて報道がされているというのもまた事実です。

私たちは、このBSEの問題について、食品安全委員会としてかなり精力的に取り組ん

できたという事実と、皆さんの関心が高いということ。もう1つは、一般的な話として、風評問題というのがありまして、これもリスクコミュニケーションの非常に重要な課題として、今年度取り上げて、こういうことをできるだけ少なくするようにしたいということで検討しようと思っております。ですから、皆さんに私たちが意図しない方向で報道されてしまうとかいうことについて、どういうふうに改善していったらいいか。きょう報道の方もお見えになっているようですが、やはり国の委員会の人たちが伝えることが、全部そのまま伝わらないという面とか、こうやって今日お集まりになっている百何人の方は、金子先生のお話が理解できたところはあると思うのですが、その方たちがまたご所属の組織やまわりの関心がある方のところへ帰られて、こういう話だったよということをきちんと伝えていただくことも大事ですし、国が全部1人1人の人に面と向かってお伝えできない面があるというのは歯がゆいのですが、その点は自治体の方とか、今日おいでになっている食肉関係の団体とか検査所の方にもきちんとお伝えいただくことが、これからいろんなところで正確な事実とか理解をお伝えいただくことが、ますます必要になってきているように思います。

その意味で、ご指摘のご意見は非常に貴重だと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

司会 ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。

それでは、評価につきまして、次の方。

会場 一消費者で、子供を持つ母親として、京都から参りました堀田です。

国民の健康保護が最も重要という認識でこういう食品の安全委員会をつくっていただいたということで、私たち、とても安心できるのではないかと考えておりますが、この間のアメリカのBSE対策にかかわって、リスク評価が日本の食品安全委員会で慎重に行わなければ、米国の牛肉の輸入は再開できないのではないかと私は考えております。日本の食品安全委員会で慎重に行ってほしいということが1つの要望としてあるのと、また、安全対策なんですけれども、十分な安全対策が行われるまで、きょうは農林水産省と厚生労働省の方に来ていただいていますけれども、輸入を解禁しないように、ぜひともこちらの食品安全委員会の方から要請していただきたい。そういうことが子を持つ親として、また、これから未来の日本の国民の安全を考えていらっしゃるという共通の願いで、ぜひお願いしたいということで要望させていただきたいと思いますので、その辺のところをよろしくお願いします。



司会 どうもありがとうございました。

その他、そちらで手が挙がっていました。じゃ、そちらが先に。

会場 本当に一般消費者で、全然わからないのですけれども、芦田と申します。

検査のことなんですけれども、21カ月で陽性が出て、20カ月以下は検出できないというお話だったんですが、ひょっとしたら20カ月でも19カ月でも検出できる牛があるかもしれないと私は思うんですね。それと、そういう検査の問題をするときに、21カ月で陽性だから、20カ月で区切っていいということにはならないと私は思うんです。だから、もし21カ月で陽性の牛が出たら、その安全限界は16カ月ぐらいとか、そこにある程度幅を持たせるのが当たり前で、それを20カ月にされたというのは何でかなというのが1つの疑問です。

もう1つ、この食品安全委員会で、20カ月以下で検出は困難であると思われるという結論で、結局は、全頭検査はやめるという方向になるんでしょうか。消費者の立場からいうと、検出のキットの問題であって、より鋭敏な検査キットがもっと出てきて、より微量のものでも検出できるという方向を探るのが当たり前で、検出できないからといって検査を全部やめてしまうというのは、逆方向だと私は思うんですね。お話を聞いていけば、実際、微量のものでも、何回も何回も繰り返して体内に入ってきた場合に、蓄積性があるかないかもわからないわけですね。その微量のものであれば全然安全なのかというところが、まだ未解明の問題であるというお話だったので、それだったらできるだけ鋭敏な検査で、検出できるかできないかわからないけれども、できるだけぎりぎりまで検査していただきたいというのが、一般の人にしては本音だと思うのです。

それが不安であれば、結局、またみんな牛肉は敬遠すると思うんですよ。そうすると肉屋さんがつぶれるし、畜産農家が困るという、ああいう微妙な雰囲気はまた漂ってくると思うんですね。だから、先ほどおっしゃいましたけれども、せめてホルスタインの牛が16カ月ぐらいから1つの山があるのであれば、これから全頭検査をやめられるにしても、せめて16カ月ぐらいまでに引き下げてほしいということを本当にお願ひしたいと思います。

司会 ありがとうございました。

では、あともう1人の方に先に伺っておきます。

会場 奈良から来ました消費者です。1つだけ質問を先に。CDI法という検査方法があって、これは今行われている検査よりも精度が高くて、若齢牛のプリオンの発見ができるというふうな情報があるんですけれども、それについてお伺ひしたい。

それから、一連のこの論議を聞いていましていっておきたいことが2つございます。1

つは、食品安全委員会の役割としまして、やはり国民の健康を守るということを第一義に置いてやっていただいていると思いますので、報道とか、内容がひとり歩きしたとかいう問題に関しましては、リスクコミュニケーションの、きょうもこの場に来て、初めてわかったということなんですが、新聞報道などで一般消費者はそれを受け取るわけですから、そこに責任を持ってもらいたいのです、報道機関のせいにはせずに。シートにわかりやすくまとめて張りつけるというようなことは、すぐに可能なことだと思いますので、そういうことで一本、筋の通ったものをボンと国民にわかる形で出していただけるというような筋を通していただければありがたいかなと思います。

きょうのリスクコミュニケーションは、私もそのほかの方もそういう思いがあったかもわかりませんが、アメリカ牛の輸入再開と全頭検査の問題とを少しリンクして考え過ぎではないかというような思いがあって、きょうの本題はそうではないというふうにもいわれますし、金子先生のお話の中でも、その点は十分に慎重にいただいて、理解はいたしましたけれども、やはり多くの消費者がそういうことに関心を持っているという事実を、テーマではないと余り避けずに、この場で受けとめていただきたいと思います。

以上です。

司会 既にすべての議論をまとめていただいたような形になってしまいましたけれども、幾つかのご質問が出ましたので、まず、なぜ20カ月になったかということ。もしできたらC D Iという検査法について、金子先生からお願いします。

金子座長代理 2つともB S Eの検査に関するご質問ですので、私の理解している範囲でまとめて答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおりです。例えば21カ月齢で1/500あるいは1/1000だから、20以下は困難であるというのはおかしいのではないかと、幅を持たせるべきではないか。何で20なのかというのは、そのとおりでございます。ですから、私たちは、結論部分のディスカッションで、まさに今おっしゃったことと同じことをディスカッションして、結論で殊さらそれを強調する、あるいは、そういう科学的に少し問題があるような表記で結論をまとめるのはやめようということで、削らせていただいたわけです。

ただし、その一方で、やはりこれは過去3年間、350万頭を調べたまとめですから、そのときに最低の月齢として21カ月齢が検出できた。しかも、量的に少ないものとして検出できたのであるから、過去3年間の結果として、20カ月齢以下については検出が困難であるということを一応書いたということでもあります。

ですから、私たちの思いとしては、結論部分でそれを強調することは避けようと思いつつも、やはりまとめとして「不可能」ということではないわけで、「困難であると考えられる」という表現であれば、科学的に間違っていないということで、そこについては、前後の文脈等を考えて残したということで、それについて、報道機関のせいにははいけませんけれども、これまで反響が大きくひとり歩きすることを、あの時点で、少なくとも私は予想していなかったということがあって、これほどの問題になるとは予測できなかった点については、しょうがないという点もあるにしろ、やはり慎重に考えていくべきであったなと私は今は思います。ただし、その趣旨は、結論部分でディスカッションした議事録を見ていただければわかりいただけるとは思いますけれども、そこは十分認識しているという点をご理解いただきたいと思います。

C D Iについてですけれども、特に10月号の「日経サイエンス」という日本語版の雑誌に、C D Iの検査法についての特集をプルシュナー先生が書いておられて、感度がかなりいいのではないかと。あるいは、国会議員の方がカリフォルニアに直接行かれて、それについて調べてこられたり、いろいろなことがあって、今非常に期待されていると思います。ただし、その一方で、ヨーロッパの方で公正な評価をする機関があるんですけれども、その公正な評価機関のレポートとして、私が調査会のメンバーの先生から承っている限りにおいては、一番ずば抜けた成績ではなかったという評価を受けている。2番手の評価を受けているということを受けています。ですから、現時点で直ちにC D Iを導入すれば、先ほどの例えば生体牛の検査が可能になるとか、そういうような状況ではないということだと思います。

検査について、恐らく次の大きなブレークスルーといえますけれども飛躍があるとすれば、生きた牛で検査ができるような検査法が開発されれば、これはB S E対策が物すごく変わるとは思いますけれども、それまでは今の検査を少しでも改良して行って、検査技術の感度を上げていくということによってやっていくしかないのだろうと思います。

司会 若干事務局から補足をお願いします。

梅田評価課課長補佐 今、先生の方からご説明がございましたC D Iについて、実は私どもの報告書の中にも、原案で、たたき台の段階で、18ページにございます「検査の展望」というところで、C D Iについてプルシュナー先生の名前も入れて、初め、原案として議論いただいたという経緯がございます。その中で、今ご説明がございましたように、ほかの検査法と比べてC D Iについて過大な期待が集まるというののもいかなものかという議

論がございまして、C D I法に特化した書き方は避けております。ただ、ここに書いてございますように、今後ともそういう検査法の開発については、ある程度期待されるということもお書きしたという経緯がございます。

先ほど、C D Iについてジャーナルに出たということで、新聞にも一部報道された経緯がございますけれども、「サイエンティフィック・アメリカン」という論文でございまして、その論文等については、各先生方にお配りをいたしておまして、それを踏まえてこの報告書ができたということをつけ加えさせていただきます。

司会 月齢の話、C D Iの話、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

会場から、どうしてもアメリカの牛の話とどういうふうにつながるんだという話と、そういう話から逃げるなというご指摘もあったのでございますけれども、「中間とりまとめ」そのものは、アメリカのことと関係ないのでございますが、今後どのような展開があり得るかというか、あるいはB S Eのリスク評価についてどういうふうになっていくかということにつきまして、管理官庁との関係になっていくかと思えます。見通しにつきまして、もしあれば齊藤事務局長、お願いできますでしょうか。

齊藤事務局長 今後どういうふうに進んでいくかということですが、ご承知のように、「中間とりまとめ」の報告書は既に9月6日の委員会で承認された時点で、承認されたという事実とともに、その報告書を厚生労働省、農林水産省にお送りしてあるわけです。評価機関と管理機関は日本では分けるべしということで、こういう制度になっておるわけですので、管理機関の側でこの報告書をどのように取り扱われるかということについては、私どもは余り予断を持ってはいけないわけですが、「中間とりまとめ」の中では、検査の月齢のことだけが今、話題になっていますが、特定危険部位の除去の問題であるとか、えさの管理の問題その他について、そういうところについても、委員会としてはかなり意を持って整理をしたと思っておるわけです。ですから、そういうところも含めた形で総合的にいろいろご検討いただいて、その上で、もし管理官庁側でこういうふうに変えたいということであれば、そういう諮問があるだろうと私たちは考えています。また、ある意味では、私たちとしては、そういうふうにご指摘した部分がありますから、管理官庁側の方で積極的に対処していただくことは期待しておるわけです。

アメリカの問題は、これとは全く別のことですので、アメリカ産牛肉の輸入を再開することになりますと、この権限自体は管理官庁側にあるわけですが、内容については管理官庁の方からご相談が、これはいわゆる法的な諮問事項に必ずしも当たらないのです

が、当然ご相談があるものだと思っております。

司会 評価の話からずっと施策の話にかかってございますけれども、ここに書いてあります「中間とりまとめ」、今、事務局から話がありましたが、検査の月齢でございますとか、特定部位、SRMの除去の仕方については、このままきちんとやらなきゃいけないとかございました。施策のことについて、ここに書いてある施策の評価の仕方について、若干議論したいと思います。

最初に、ピッシングについてはもっと厳しく書くべきだったのではないかとか、あるいは検査については、人々の安心につながっているところもあるので、それも含めて評価したかというようなご質問があったのでございます。まず、その辺について。

松本参事官 報告書の方はああいう形ですけれども、我々リスク管理官庁といたしましては、消費者の皆様へ安全な肉をお届けするためには、SRM（特定危険部位）の除去と検査は車の両輪でやろうと考えております。特にSRMの除去が現場ではどの程度やられているかというようなことがご指摘されておりましたけれども、SRMの除去につきましては、平成13年10月17日ですから、ちょうど全頭検査があった前の日ということですが、「食肉処理における特定部位管理要領」という通知を出しまして、特定部位の取り扱いについて、全国のと畜場の方で徹底してもらおうということにしておるわけでございます。

その取り扱いについてちょっと簡単にご説明いたしますと、特定部位の場合は、周囲を汚染しないように除去して、専用の容器に保管する。同時に、保管したものを処分するときには、と畜検査員という獣医師さんの方々がと畜場にいらっしゃいます。その方々が、BSEのほか、牛がいろんな病気になっていないかどうかということを検査されておりますけれども、そのと畜検査員の確認を受けて、確実に焼却する。要するに、作業員に任せっぱなしにはしていないということが1つあります。

それと、と殺時のワイヤーによるいわゆるピッシングについては、やはり衛生上の観点から、中止することが望ましいということとしております。全国161、食肉処理をしていると畜場がありますけれども、今そのうち約3割のところではピッシングはやめております。ただ、牛は1頭が大体500キロあって、4本足ですから、1本の足で百数十キロを支えているのですけれども、スタンニングをやった後、放血するとき等に脊髄反射で動いて、作業員がけがをすとかそういうこともあるものですから、それを防止するために、これまで作業員の方々がピッシングをやられてきたということでもあります。

ただ、これは先ほど申し上げましたように、衛生上、好ましくないからやめるようにと

いうことでいっておりましたけれども、やはり作業員の方々の事故の防止とかなんとかいうこともありますし、また、と畜場のいろんな構造の問題等々で、なかなかすぐには切りかえができないというところがあります。

これについては、厚生労働省としては、少なくとも3割のところはやめたわけですし、いろいろ規模もございます。と畜頭数も違いますので、そういうところについて事例をきちっとやって、まだやっているところについては、やめたところを参考にして、できるだけ早く中止に持って行っていただくように指導していきたいと思っております。

また、後の食肉処理のところでは、汚染したときにはどうするか。あるいは、汚染が行われたときはどうするかというときには、皮膚とか肉等をトリミングという、部分的に取り除くわけですが、そういうことをやって、その取り除いた部分は、特定部位と同様に除去し、保管し、と畜検査員が確認の上、焼却するということを指導しております。

また、背割りのときに、いろいろ飛び散るのではないかとご心配されるところでありますけれども、あるいは、そのときに、そういう飛散を防ぐために水をかけながら、洗浄しながらやりなさい。また、その水については、当然特定部位がまじっていることがありますから、それはちゃんとスクリーンで取り除いて、先ほど申し上げましたように保管焼却ということがありますし、背割りに使うノコは、1頭1頭、十分に洗浄消毒をしてくださいということも指導しております。

また、背割りの前に、脊髓の吸引を指導しておりますが、これは先ほどの161のところ、大体75%ぐらいのところ既に背割りの前に吸引しております。これから先、またやろうというところを含めると、施設としては75%ですが、処理する頭数については大体9割の牛が、背割りに脊髓の吸引が行われています。

ただ、どうしてもとり切れない部分があります。それについては、背割りした後、係員が金属製の器具を用いて入念に除去しなさい、かつ、十分に洗浄する。また、と畜検査員が枝肉にそういう脊髓等の片が付着していないことをちゃんと確認しなさいということも徹底するようにしております。

これにつきましては、報告書の方で、本当にそうやられているのかということがありますので、それは徹底するように進めていきたいと思っております。

検査の部分ですが、今回の報告書を受けまして、リスク管理官庁といたしましては、平成10年10月18日から検査あるいはSRMの除去を始めましたけれども、そのときの状況は、当時、科学的には、ヨーロッパが30月齢でやっているからそれでいってはどうか

かということで取り組もうとしたのでありますけれども、3年前は、この牛が何月齢かということがわからなかったという状況があります。また、市場で検査済みとそうでないものが出回ったときに混乱するだろうということで、科学的にはいかなものかというけれども、とにかく全頭検査をやるということで、3年前に始めたわけです。

そういう状況のときと比べますと、先ほど姫田さんの方が説明されましたように、今、日本の牛には1頭1頭戸籍ができて、この牛は何月齢ということがきちっと確認できるようになったということが、少なくとも3年前と大きく変わってまいりました。ほぼ3年たって、350万頭の検査をやって、一応ひっかかったのが21月齢以上の部分で11頭がわかったということで評価していただきましたけれども、科学的、客観的に評価をしていただいたということで、今回の報告書については、リスク管理官庁としては、そういう意味では非常に尊重すべきものだと考えております。

検査につきましては、今後、例えば検査の月齢をどうするかということですが、なぜ検査するか、どういうことをやるかということ、少なくともこういうBSEによる人への感染を防ぐためのリスクを下げるものとしては、1つの大きな柱はSRMの除去である。もう1つのところは、検査で補完するという部分は金子座長代理の方から別にいわれましたが、そういう形でやっている。その中で、やはり今後のSRM除去を徹底すると同時に、検査の月齢をどうするかということについては、来週21日東京で、22日は神戸の兵庫県民会館でこういう形のリスクコミュニケーションを開きますけれども、そういうところで多くの関係者の方からいろんな意見を聞いて検討していきたいと考えております。

また、もっといい検査方法を検討すべきじゃないか。おっしゃるとおりです。これにつきましては、厚生労働科学研究の方で最新の診断及び検査技術に関する研究ですとか、BSEのリスクの解明に関する研究ですとか、あるいはもっと適切にSRMを除去するというので、牛由来の特定部位の分離とか廃棄法等についての研究は進めておりまして、当然鋭敏な感度の高い検査法を、今一生懸命やっておるところだ。これは世界じゅう、そういう方向で取り組んでいるというところでもあります。

司会 ありがとうございます。

だんだん時間もなくなってきましたが、施策のことについて、何かございますか。

会場 大阪消団連の飯田と申します。1つの意見と幾つかの質問をしたいと思うのですが、意見は、先ほどから出ていますように、いわゆる日本のリスク評価、リスク管理、アメリカのリスク評価、管理を明確に区別した議論をしなければいけないと思うのですが、

今、皆さんから心配の懸念として出ているように、それがごっちゃになって議論されている。しかも、政府の首脳の方から、例えば報告書が出た直後に官房長官が、アメリカの解禁のことをにおわす発言をする。そういうことをやっているわけですよ。したがって、安全委員会は勧告権があるわけですから、明確にそういう手順を踏むんだ、あるいはこの議論は区分するんだということをきちっと文書にして、報告だけではなくて言葉にして国民の中に明らかにする。それをやっぱりやるべきだと思います。それが意見です。

それから、幾つか質問があるのですが、時間が許す限りします。1つの質問は、この「中間とりまとめ」という報告書ですが、私たちが通常見聞する行政の「中間とりまとめ」は、例えば1カ月後、2カ月後に最終報告という、中間ではないまとめに変わっていくわけですね。今回の「中間とりまとめ」はどういう性格を負うのでしょうか。金子先生のお話でも、知見がまだまだ未解明な部分があったり、あるいは調べなきゃいけないことがあったりということがありますから、どういう取り扱いになるのかなと思います。

もう1つの質問は、20ページの9行目から12行目の4行の、「検出限界以下の牛について」云々とあって、「リスクを高めることにはならないと考えられる」という文章なんですけど、なぜそれがわかったのでしょうか。限界のものと感染リスクの問題が一緒に書いてあるのですが、なぜそれがわかるのかというのを伺いたと思います。

司会 ありがとうございます。時間もないので、ご質問を先にまとめてうかがいます。

会場 奈良県生協連の中曽根と申します。まず1点目ですが、先ほど、除去の点で懸念される点があると報告をされています。では、そうしたと場の公開はされるのでしょうか。特に公的なと場であれば、そういった内容に関しては、公表の方向はいかがでしょうかということです。

そして、優良業者、優良のと場を育成するという姿勢で臨んでいただきたいと思います。あると場でそういった不安が広がることを防ぐためにも、ぜひ厚労省の方では積極的に指導をしていただきたいというのが1点。

当然、科学的にすれば、白と黒の間に無限のグレーの部分が存在します。そのグレーの部分、より白に近づくのか黒に近づくのかということ、マスコミと消費者の判断に任せないでほしいのです。グレーの部分勝手な想像で、いやいや、これは非常に危険なんだとか、これは大丈夫なんだというような判断を、当然科学者の皆さんですから表現は難しいと思いますけれども、その辺を憶測に走らせないような方法をお願いしたい。

今、消費者にとって、安全、安心のよりどころであるこの食品安全委員会の権威を高め



ていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

司会 ありがとうございます。大体厳し目のご意見でしたが、ほかに、逆にこの評価は厳し過ぎるとか、そういうサイドのご意見はございませんでしょうか。では、最後に1人、どうぞ。

会場 厳し過ぎるという評価の意見じゃないんですけれども、ぜひお願いしたいことがあって、短くいいます。

このリスクコミュニケーションがこれまでに50回くらい開かれたということをもた新聞で読んで、えっとびっくりしたのです。私が最初にリスクコミュニケーションが開かれることを知ったのが8月4日なのです。それも厚労省とか、農水省とか、食品安全委員会のホームページでしかわからなかった。先ほどから報道機関の方が勝手に書くとおっしゃっているんですけれども、一般の消費者にリスクコミュニケーションが開かれるよとわかる方法で伝達していただきたいのです。例えばBSEは国民の関心が高いということで、参加したい、聞きたいという方もいっぱいおられると思うんですよ。

私なんか、何回かこのリスクコミュニケーションに出させてもらうだけで物すごく勉強になって、私、関西で安全な食品を配達する関西よつ葉連絡会というところの会員なんです。縁があって、今1つの配送センターでパートに使ってもらっています。その8月4日にリスクコミュニケーションで聞いた現実を訴えたら、お盆明けの16日から、すぐに全頭検査を求める要望書みたいな署名運動をしてくれはりました。それで1万3634人の方が1週間の間に署名してくださって、それをこの前、厚労省の松本さんに届けに行ったんですけれども、一般の人の関心はそれだけ高いのです。

BSE市民ネットワークという方の署名も集めたら、それはよつ葉さんとは全然関係ないんですけれども、1558人が署名してくださったんです。それもわずかの期間に。それは何でかといったら、このリスクコミュニケーションが開かれるということを、皆さん、全然知らないんですよ。私らみたいに機械音痴のおばさんにとっては、ホームページを開いて、わざわざリスクコミュニケーションがいつ開かれるのか、それをまたメールで申し込んでなどというのは非常に大変なんです。だから、それこそ報道機関を活用したらいいと思うんですよ、リスクコミュニケーションをいついつここで開きますから、応募してねみたい。そういうふうにしたら、もっと多くの人目に触れると思うし、私は、意見がいろいろやすくなった分、食品安全委員会ができてよかったと思っています。今までは何しても声なんて届かへんかったものね。そんなことでよろしくお願いします。

司会 どうもありがとうございました。これで会場からのご意見は閉じて、ご質問を幾つか承っておりますので、お答えします。

まず、「中間とりまとめ」の性格、今後どうなるのかというご質問がございましたが、これにつきましては、まずプリオン専門調査会の今後の評価の方向につきまして、金子先生、お願いいたします。

金子座長代理 私個人がどこまで把握しているかあれですけども、吉川座長と私がいづれも話をしている限りにおいてのことでお答えさせていただきます。

吉川座長がよく、今後各論の議論をするとおっしゃっていますが、個々の事例に応じて、より議論を深めていくと同時に、これはあくまでも基本的な概論といえますか総括的な性格を持っていますので、これについては、適宜正確性を含めて、より現状に則し、なおかつ、最新の知見に基づいたものにバージョンアップする。

また、いわゆる最終的なものも難しいところで、ある時点で、これで最終というのがなかなかいづら性格を持っていますので、いつまでたっても「中間とりまとめ」の2、3、4になるかもしれませんが、その時々に応じて考えていくという基本的な姿勢は持っております。その点は、それでよろしいですか。

司会 あと、「中間とりまとめ」が出てから、政府の中でいろんなことが言われているのではないかとということがございますけれども、その点、管理省庁の方、もし何かあれば、まず姫田さんからお願いします。

姫田消費者情報官 両方からやると思いますが、まず、今飯田さんの方から、国内のリスク評価と管理、国際的なものについて、きちんと明確に分けるというお話があったと思います。この「中間とりまとめ」というのは、我々の国内対策についてのリスク評価だということでございます。この後、先ほども松本参事官からもお話がありましたけれども、東京を初めとして、今度の22日に神戸でもリスクコミュニケーションをやりますが、そういうことで、我々は国内のBSE対策について、見直しを含めて、皆さん方と意見交換したいということを考えております。ですから、国内の対策について、まずそういうことをやる。

これは、今我々何もない状況で、例えばの話でございますけれども、国際的なリスク管理を変えるということになれば、リスク評価を食品安全委員会の方にさせていただくというのは当然でございます。きょうのリスク評価が直接結びつくということではないということとは、ここできちんとお話しできると思っております。

松本参事官 流れについては、今、姫田情報官がおっしゃったとおりでありまして、食品安全委員会の報告を9月9日付でいただきまして、それについてリスク管理官庁としてどうするか。厚生労働省としては、先ほど申し上げましたようなSRMの除去と、あとは検査月齢のところについて、来週から関係者の方から広く意見を聞いて、検討して決める。そのところで、食品安全委員会に諮問するようなことになろうと思いますけれども、そこでまた食品安全委員会の方で、それについての評価をいろいろしていただくことになろうと思います。

それをお返しいただいたところで、まず国内の形がきちっと整って、米国からの牛肉の輸入につきましては、その後ということになろうかと思えます。当然これまでの我が国と同等の安全性が担保されているかどうかということをお求めていくことになりまして、そのようになっているかどうかということにつきましては、先ほど齊藤事務局長の方からお話がありましたけれども、食品安全委員会に、こういう状況ですがいかがでございましょうかという格好で意見をお伺いするということになろうかと考えております。ですから、それにおいては、マスコミ報道は、今回の報告書をすぐ直で結びつけておりますけれども、今回の報告書はこれまで平成13年10月18日からとってきた国内対策についての評価でありまして、それをきちっと確立した後、その次のステップということになりますので、そういう手続を踏むということでご理解いただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。もう一つ、と場が公開できないかというご質問がございましたけれども。

松本参事官 はい、来て下さいと一般公開というような形にはならないと思えますが、と場によっては見学者を受け入れているところがありますので、お近くのと畜場、あるいは県の方の食品衛生のところだと場を管理している課がございまして、そちらの方にお尋ねいただきたいと思います。

それと、と場をきちっとレベルアップすべきだということについては、そのとおりでありまして、先ほど申し上げました特定部位の取り扱いについての通知を申し上げましたし、ピッシングのことも申し上げましたけれども、都道府県を通じまして、そういうと畜場の衛生管理、あるいはBSE対策についてききととっていくように指導していきたいと考えております。

司会 ありがとうございます。金子先生、科学者のグレーの部分の言い方がちょっとわかりにくいという点につきましてお願いします。

金子座長代理 2点。その前に20ページのこの質問がございましたね。9行目から12行目の点は、その前の3-3-2-2「BSE検査によるリスク低減と検査の限界・検査の意義」というところを踏まえた上での記載です。本当は私も同じ疑問を持ちまして、この「管理措置オプションによるリスクの増減」をもう少し丁寧に説明するべきだろう。くどいほどきちんとするべきではないかなとも思ったのですが、すべて完璧にするというのは確かにそうなのですが、ここは理解できる範囲だろうと思ってこういう形にまとめた経緯があります。

科学者のグレーゾーンについての判定のことですけれども、科学という不確かなものがある。明確にすべきだというのが1つの柱であるということをおっしゃったけれども、さしりながら、そういう不確かなものの判定を科学者でない方々にお任せするなんていうのは、確かにそれも論理的に考えたら、よりおかしなことであることも事実です。ですから、私たちは、今後のことも十分踏まえていますし、グレーのものに関しては、特に人の健康にかかわることですから、いわゆる予防原則というか、そういった考え方を大事にしていきたい。それは肝に銘じるということも格好いいですけれども、それは忘れないようにしたいと思います。

司会 あと、リスクコミュニケーションについて大分注文が出ましたが、関澤先生、どうでしょうか。

関澤座長 最後の方から、リスクコミュニケーションについて非常に明確なご注文がありました。私も、リスクコミュニケーション専門調査会として、食品安全委員会の方に、食品安全委員会ができてこの1年間、走りながら考えるという状態で、何回も何回もこういう意見交換会をやってこられたことは非常にご苦労だったと評価しておりますが、同時に、ご案内が非常に直前であったりしたことは、もっと改善すべきだということで、これからお願いしていこうと思っております。

ただ、先ほど申しましたが、国が消費者の皆さん1人1人に直接お話しできるというのは非常に限られていると思います。今日お集まりの方は100人か200人。50回やってもせいぜい5000人。ということは、やっぱり今日お話を聞かれた方、またマスコミの方、あるいは県の方が、またそれをできるだけ周りの方に広めていただくということしかないと思うのです。そういった意味で、そうして広めていただくときに、私たちができるだけ皆さんにわかりやすい形で、また間違いのないような形でお伝えする。これはリスクコミュニケーションの課題だと思っておりますので、国として情報発信するときに、皆さんに、これ

はどういっているのかわからぬというようなのではなくて、できるだけ明快におわかりいただけるような形で発信していただけるように。

実は、今日の金子先生のスライドについても、どうしようかというご相談がこの間あったので、私はいろいろ注文をつけさせていただきました。そういったことで、今後もっともっと改善していく点があると思います。ただ、国がすべてするのでなくて、できるだけいろんな方に適切な情報はお伝えするけれども、それをまた県やいろんな組織の方がそれぞれ広めていただく。マスコミの方にも正しい意味で伝えていただくというときの、私たちは縁の下の力持ちといったらいいでしょうか、そういった情報のサポートをしていきたいと考えております。

ご指摘は大変ありがたいと思いますので、よく検討させていただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

それでは、予定時間を15分も過ぎてしまってあれでございますけれども、熱心なご議論ありがとうございました。これで意見交換を終了したいと思います。

#### (5) 閉会挨拶

司会 最後に、見上委員から、閉会のごあいさつを申し上げます。

見上 本日はお忙しいところを、皆様にはこの意見交換会にご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

また、基調演説をいただいた金子先生、並びに会場の皆様方のいろいろな質問に対し親切にお答えくださった委員の先生ほかの農林水産省、厚生労働省の方々、本当にどうもありがとうございました。

ところで、食品安全委員会の重要な役割として、リスク評価とリスクコミュニケーションがあります。前回も大阪のときに話したことなんですけれども、こうした活動の基本は、私たちが大切にしていることなんです。食品安全委員会に対し、国民の皆様から信頼を得ることだと思えます。なぜならば、消費者が食品に求めている安心は、安全という科学的な知見と、それを発する私たちへの信頼から生まれるものと思っております。このため、委員会は予断を持たず、プロセスを非常に大切にしまして議論を進め、これを公開して皆様に見てもらった上で、結論を出してまいりたいと、そのように思っております。

BSEの問題は、国民の間で意見とか考え方が二分する大きな難しい問題です。本日の意見交換会も、こういった私たちの考え方に基づいて開催したものでございます。

本日、会場の皆様との意見交換を通じていただきましたいろいろなご意見やご要望につきましては、報告書とりまとめの検討に当たって、参考とさせていただきたいと思います。

先ほどの委員長のごあいさつにもありましたけれども、一昨日、9月16日には東京にて意見交換会を開催いたしました。今後は、できる限り多くの他の地方で意見交換会を開催し、各地の皆様方の声にこたえていきたいと思っております。また、今回のような意見交換会でのご意見につきましては、可能なものについては実現してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今後とも私たちは、客観的かつ中立的な科学的議論を進めてまいりたいと思っております。

簡単ではありますが、閉会のあいさつにさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

#### (6) 閉会

司会 ありがとうございました。

それでは、これで本日の意見交換会を終らせていただきます。

なお、先ほどご案内がございましたように、22日でございますね。

姫田消費者情報官 22日に1時半から神戸の兵庫県民会館で、今度はリスク管理官庁としての厚生労働省、農林水産省でのリスクコミュニケーションを行いますので、よろしくお願いたします。

司会 あと、アンケートの方を出口で回収しておりますので、ひとつ忌憚のないご意見をよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時20分 閉会